

決算審査特別委員会報告書

(令和4年度串本町会計分)

決算審査特別委員会審査の経過及び結果について、概要をご報告申し上げます。

本委員会は、令和5年第3回定例会の9月7日(木)に構成委員6名で設置され、同定例会に提案された、議案第66号 令和4年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第81号 令和4年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16件の一般会計・特別会計・事業会計歳入歳出決算の認定について、閉会中の継続審査として付託されたものであります。

委員会は、令和5年10月17日から25日までのうち、休日等を除く5日間開催し慎重に審査を行いました。

23日(月)にすべての会計の質疑を終了し、その後、地方自治法98条第1項の規定による書面審査を行いました。

総括質疑として最終日25日(水)、午前9時26分から田嶋町長に出席していただき、約30分かけて各委員から質疑を行いました。また、各会計の採決につきましては、町長の総括質疑終了後に行い、すべての会計について審査を終了いたしました。

次に、詳細について、報告いたします。

まず、最初に平井副町長からのあいさつの後、中道代表監査委員に決算監査の経過と結果について、報告を求め下記内容の報告を受けました。

【一般会計・特別会計】

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度串本町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査した。

総論として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りなく表示されていると認められた。

なお、予算執行の状況については、概ね適正に処理されており、不用額の予測が困難な事業以外の減額補正等の措置も適切に講じられていた。

歳入においては、町税をはじめとする自主財源の確保は最も重要な課題であるが、令和4年度の税収は14億8,323万109円で、令和3年度に比べ3.8%の増加となっている。これは、新たな償却資産の増加等により、固定資産税の課税収入が7億529万7,783円で、令和3年度に比べ7.3%の増加となったことなどによる。

また、入湯税は2,531万7,000円で、税収がコロナ禍前である令和元年度の7割程度まで回復しており、明るい兆しも見えてつつある。

収入未済額は、令和3年度に引き続き減少しており、近年の受益と公平性の確保に向けた継続的な取り組みの成果として一定の評価をするところである。

ふるさとのまちづくり応援寄付金は3億8,260万9,834円で、令和3年度に比べ87.3%の大幅な増加となった。これは、返礼品の種類が増加等の取り組みがされ、人気の返礼品があったことや、制度の認知度の高まり等によるものであると考えられた。今後も創意工夫による増収に向けた取り組みに期待するところである。

歳出については、総額として8億1,535万8,747円の減額となった。これは、庁舎移転が令和3年度に完了したことにより、新庁舎建設事業費が大幅に減少したことが主な要因であることを確認した。

また、令和4年度は、くしもとこども園が高台に完成し、令和5年1月に開園した。引き続き、統合小学校建設事業・新古座消防署庁舎建設事業など、巨大地震を想定した防災・減災対策事業を推進するとともに、住民サービスを低下させることなく効率的な行財政運営の推進に努められたい。

【病院事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度串本町病院事業会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、令和4年度の患者の利用状況を令和3年度と比較すると、入院延べ患者数は7,365人減少して25,406人、外来延べ患者数は369人増加して50,827人、入院収益は15.4%減の8億7,600万7,692円、外来収益は患者数の増加に加え、診療単価の向上があったことから13.8%増の5億6,268万3,115円となった。

医業収益は、令和3年度比3.8%減の15億8,800万5,503円、病院事業収益全体では1.1%減の21億8,604万9,008円となった。医業費用は、地域医療枠の医師増員等により給与費が令和3年度比1.0%増の11億7,893万6,827円、物価の高騰等により材料費が6.0%増の3億1,498万279円、経費が2.0%増の4億233万4,345円となったことから、病院事業費用全体では、令和3年度と比較して2.1%増の21億5,927万6,575円となっている。

その結果、令和4年度の決算は、給与・材料費・経費等費用の増加や入院収益が減少したことから、令和3年度と比較し、6,833万663円収支が悪化しているも、純損益は、2,677万2,433円の黒字となった。

診療面では、令和4年7月より医療と介護の連携に資するため、介護医療院を開設するとともに、令和5年3月からは、訪問介護ステーションを運用している。また、昨年度に引き続き、発熱外来の設置、PCR検査機器による自院でのPCR検査の実施の継続、病院の陰圧化による陽性患者受入病床を確保するなどの新型コロナウイルス感染症対策を行った。今後も経営の健全化を図り、良質で安全な医療を提供することを希望する。

【水道事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度串本町水道事業特別会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、徴収率は、収入未済額を増やさない継続的な取り組みにより、前年度に引き続き 99%以上と高い水準を維持している。

今後とも人口減少による収入減や起債償還金等により、事業経営は厳しい状況が続くことが見込まれるが、良質な水道水の提供を維持し経費削減や徴収率向上を目指した経営努力により、極力水道料金を値上げするなどの住民負担を解決策としないよう配慮されたい。

【財政健全化判断比率及び資金不足比率について】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠されて作成されているか、また、計数の誤りがないかに主眼をおき、提出書類との照合・確認、関係課からの説明聴取により審査を行った。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率については、実質公債費比率において、0.3 ポイント良化している。将来負担比率については、地方債の現在高等の減少により 7.9 ポイント良化している。

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているものの、こども園、新庁舎、統合小学校建設などの南海トラフ巨大地震等に備えた公共施設の高台への移転事業による公債費の上昇が予想され、同比率の悪化が憂慮される。事業の実施にあたっては、国や県の補助制度を積極的に活用するとともに、緊急性や必要性を勘案し事業を精査することで地方債の発行額を抑えるなど、公債費の抑制に努めていただきたい。

資金不足比率については、いずれの会計においても、資金不足が発生していないものの、老朽化した施設の更新等により経営の圧迫が憂慮されることから、より一層の業務の効率化に取り組んでいただきたい。

以上、監査委員からの報告のあと質疑を行いました。

質◇ 先ほど監査委員のほうから一般会計に対しての総論のところ、また、令和 4 年度、から始まって、住民サービスを低下させることなく効率的な行財政運営の推進に努められたい、という文言があります。そのことと、先ほど健全化判断基準の比率の部分に対しての同じく総論で、いずれの比率も早期健全化を下回っているものの、というところから始まって、最後には、公債費の抑制に努めていただきたいと。この辺の文言の指している意味合いというのが、特段に主要支出とかといったものの中で、そういうふうな形で述べられておるのかどうかという確認と。それと、一般会計の基金、(3) 基金のところ、私も調べている中では、特定目的基金の部分につきまして、決算書では 17 億 500 万円となっていて、統計的な部分から見ますと 13 億 5,800 万円、その差異が 3 億 4,700 万円というふうな形になっておるんですけども、その辺の部分に関して所管との間で、情報共有みたいなものがあつたのかどうか。もう 1 点は、定例会議でも私、話をさせてもらったんですけども、公債費と地方債の差異といったもの

について、決算書の特別資料、決算審査特別委員会の資料の17ページから20ページの中で、決算統計上の調整内容について、もう1点は普通会計と公営事業会計との調整並びに決算書と決算統計との差異について、ということに関して、所管から、監査以降、定例会議以降でもいいんですけども、そういった情報共有とかといった説明があったのかどうかをお願いいたします。

監査委員答◇ かなり詳細な説明がありましたが、非常に重要なことです。ただ、監査委員側としては、担当のほうからそこまでの細かいあれはいただいておりますので、お答えしかねるということでございます。

質◇ 定例会議とか議会中によく指摘されるのは、潮岬財産区の話なんです。他の財産区と比べて手当がすごく恵まれてるといえるのか、他の財産区と比べてバランスが崩れているのではないかなという意見がよく出ます。そのことについて、監査委員の方の意見とか指摘があったのかということをお聞きしたいと思います。

監査委員答◇ 各財産区の運用の中身については、監査委員としては特に説明を求めたり、あるいはこれはどういうあれやということをお聞きしたいとは思いません。

質◇ この庁舎を建てられて、かなり落ち着いてまいりました。庁舎を新しく建てるということは、かなり備品関係も動いてるんじゃないかと思うんですけども。月に3回の定例監査がありますけれども、備品について、この1年の間に備品調査はされておられるのかということもお聞きしたいと思います。

監査委員答◇ 毎会計年度2月に備品の監査をやっております。それと、今、委員ご指摘のように庁舎移転がありまして、各現場のほうでは備品を一斉に新しくしている。特に情報機器に関してもそういうことがありましたので、それは備品台帳等その他統一したものに変わったりとかいろいろやっておりますので、それをチェックしているということは確認しております。

以上で、監査委員の報告に対する質疑は、終了いたしました。

○ 議案第66号 令和4年度串本町一般会計歳入歳出決算の審査について、歳出から報告いたします。

1款「議会費」の審査を行いました。

質◇ 資料の、議会事務局のところの1ページから3ページなんですけども、議会の一般質問をホームページに載せて見れる形にしている中で、DVDのほうも令和4年度は作っていたようですが、令和3年度と比べても大分貸出し実績も減りますし、3ページの資料による映像配信の数ですね、これも約9,400回ということで、かなり可視化というところか、配信というところでもかなり以前よりも実績を積んでいるのかなと思ってます。なので、このDVDを作成するということは十二分に役目が終わってるんじゃないかと思うんですけども、もうやめたらいい

かがでしょうか。

答◇ 議会の一般質問の放映の部分につきましては、令和4年9月の定例会前から6月定例会の一般質問の部分について放映をし始めております。DVDの部分につきましては、事務局のほうでもどうしようかというようなことを協議しておったんです。取りあえず、すぐには切れないだろうということで1年間をかけて、借りた方にアンケートを取らせていただきました。見たいから借りに来やるんであって、当然その人らにアンケートを取ったら、75%という確率で存続を希望しますというようなことでありました。実際、その人数というのは4人しかおりません。うち2名が議員の方で、2名が一般の町民の方ということで報告を受けております。この2名の町民の方に対しましては、1人はインターネットを使用できると。もう1人の方は、自宅にあるDVDを再生する機械で見ているというような内容でありましたので、この方1名の部分だけが引かかる部分ではあったんですけども、この方も最近その機械が壊れたみたいで、もう借りに来ていないというようなことで確認を取っておりますので。私どものほうも、実際この業務に非常に時間かかっております。DVDのダビングだけで約3日です。これが年4回ありますので14日間。DVDを各支所に配布する部分を入れまして大体年14日間、この業務に取られているということで。費用対効果でいうたら費用はかかってないんですけども、職員の業務時間という部分を考えたら、ネット配信しやる以上、この部分については、こちらとしても切っていきたいなというふうには考えております。ただ、事務局だけの判断ではできませんので、1回議会運営委員会に図るなどして、協議を行ってまいりたいと思います。

質◇ 55ページ、防衛省全国情報施設協議会2万円の歳出となっております。これ、会費で理解したらいいんですね。この協議会の総会等が年に1回か2回あるわけなんですけども、議長の参加、ずうっと行ってないのかな。これから、どのような形で協議会の参加についてお聞かせください。

答◇ この部分につきましては、現在の議長に関しましては1回も参加はできていない状態です。というのが、コロナで開催自体が縮小されてあるという部分もありましたので、現状は参加されておられません。前議長の時には1回参加していたというふうに思っております。ただ、これからの部分につきましては、それはそのときの開催するタイミングといった部分で、こちら側の日程と重なってなければ、それは議長が判断していくことだと思いますので。ただ、今までの部分につきましては、日程ももうひとつ合わなかったという理由と、コロナということで、そのために参加はできていないという現状です。

以上で1款「議会費」の審査を終了いたしました。

続いて、2款「総務費」の審査を行いました。

質◇ 80ページの特定目的基金の総額が分かれば、取りあえずお願いいたします。それと、99ページの監査委員費の中の人件費等及び、分かれば他町村の人件費との比較があればよろしくお願いいたします。

答◇ 今、99ページの監査委員会費に関連してご質問いただきました。人件費というふうに委員はおっしゃられましたけども、恐らくその委員ではなくて報酬のほうかなと思います。当町のほうでは監査委員のお二人の方ですね、議会から選出いただいた監査委員と代表監査委員の2名に監査いただいておりますけれども、今のところ日額で、議会選出委員につきましては報酬日額7,300円、学術経験者の方については日額報酬で8,500円で支出させていただいております。その総額が52万2,700円になっておるんですけれども。以前もそうだった、ほかの市町村との比較ということでご質問を議会のほうでいただいたことがございまして、その当時調べた結果、付近の那智勝浦町では年額で支給しておるそうなんですけれども、議会選出の監査委員さんが21万5,000円、学術経験者の方が34万2,000円ということで、これ合計いたしますと55万7,000円ほどになりますので、大体当町と総額としては変わらないのかなと考えております。

答◇ この決算概要説明書の中にございます、お手元にあれば見ていただきたいのですが、28ページに基金残高表がございます。令和4年度末でいえば、基金残高表の合計が36億円になっておりますが、ここから財政調整基金と減債基金を引いたものが目的の部分になるかと思えます。20億506万6,000円が目的基金というふうになります。

質◇ その部分の中で、今、小計は統計上の部分と特定目的基金の金額の部分がつぶん差異が出てくると思えますので、その辺の部分について説明を、今できればお願いしたいですけど、できなければ後日でもよろしいんですけども。

答◇ その差異の部分につきましては、委員が先ほどお話しされましたように、後日まとめたものを報告させていただきたいと思えます。

質◇ 監査委員の職員人件費ということで、給料、職員給ということで437万7,000円ほど上がっているんですけども、これはどういう性格のものなんでしょうか。

答◇ 監査委員会費の職員人件費、給料につきましては、総務課の職員1名を監査委員に出向させておまして、監査委員に係る業務を行っております。その職員に関する給料ということになります。

質◇ 今後の話なんですけれども、監査委員の充実ということであれば、この人件費等あるいは報酬といったものを増額して、第三者的な公認会計士等の専門性のある方を導入するという考え方も検討していただければと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

答◇ 恐らく公認会計士等の方に監査委員になっていただくということになれば、この学術経験者の監査委員ということになってくるのかなというふうに考えますけれども、そうなりますと、今現状の日額が8,500円というのはなかなか難しいのかなという気がいたします。また、そういう人材をまず、こちらへ来てい

ただける方というのを見つけてこなればいけないということで。町内にも公認会計士さんはいらっしゃいますけれども、まずご自分のお仕事ということもあるでしょうし、そこらの調整が必要になってこようかなと思いますけれども、また今後、学術経験者の監査委員の選任にあたって、併せてそういった方になっていただけるとかということも含めながら考えてまいりたいと考えます。

質◇ なぜこういうことを言うかといいますと、令和2年度から串本町監査委員監査基準というのがあると思います。その部分に対して見てみますと、監査等の範囲内、目的とか倫理規範とかといったもろもろの部分が明記されています。そういったことの中で、これはたぶん串本町だけではなくて、国の指針が出てくるのかなというところもあるので、その辺も踏まえた中で監査委員の機能の充実ということも必要ではないかということで、今後の公認会計士等の導入等を検討していただければと思います。

質◇ 資料の10ページ、休日勤務手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当についてお聞かせください。手当というのは、年度年度、自然災害とかということによって勤務手当が変わってくるわけなんですけれども、休日勤務手当は、令和3年度と令和4年度は1,000万円以上。そして超過勤務手当は、令和2年度は132万円、令和3年度、令和4年度は4,500万円以上。管理職員特別勤務手当は、令和2年度は30万円、令和3年度は254万円、令和4年度は215万円になっています。これ、令和3年度は条例の見直しがあって手当が上がったのか、それとも先ほど言いましたように自然災害が多くて、そういう勤務の方が仕事として出たのか、その辺のことについてお聞かせください。

答◇ このうち休日勤務手当につきましては、主に消防職員に支給している手当になります。消防職員につきましては三交代勤務の勤務体制を取っておりますので、役場の職員の勤務日より祝祭日等に勤務することになってくる場合があります。そういった場合に、この休日勤務手当を支給することになります。超過勤務手当につきましては、今、委員ご質問いただきましたように、例えば災害時でありましたり、あと、ここが多くなってくる理由としましては、選挙があったりすると多くの職員に出てもらわなければいけないというところで、ここらの超過勤務手当が多くなってくるという要因がございます。管理職員特別勤務手当についても、そういった選挙に出た管理職等に対して支給しておりますので、そういった要因で増減したりもしてまいります。あと、超過勤務手当につきましては、昨年度等についてはコロナのワクチン接種で応援に行った職員、こういった職員が大変多かったと思います。令和3年度、4年度についてはかなり多かったと思います。そういったことで超過勤務手当が増加しておるといふふう要因分析はしております。

質◇ 65ページ、串本古座高等学校地域協議会負担金587万円出しています。串本古座高校地域協議会というのは、地域と密着した取組をしているということで、その中に全国公募で来られた生徒さんの住むところも補助しているということを知っています。来年度からロケット関係のクラスができるということでもありますけれども、やはり議会中にも言いましたように、これから串本古座高校が全

国公募して全国に発信できるためにも住む場所の提供というのを十分考えなければいけないなと思ひまして。令和4年度はこういう予算で済みましたけれども、今後そういうことを考えて、古座川町とも相談して、この予算を上げて県との相談もしながら、もっともっと充実した補助、委員会の負担を考えておられないのかということをお聞きしたいと思ひます。

答◇ 今、委員ご指摘の部分につきましては、令和5年度から所管が教育委員会のほうに移ってございますので、私のほうで勝手なことは言えないんですが、前年度、令和4年度のと看からこれだけ全国公募、それから宇宙探究コースができる中で寮の充実というのは十分県と検討していくという話になってございます。一番心配するのは、遠くから来られる生徒さんの食事という部分を心配してございますので、その点についてこれから古座川町と連携しつつ、県と連携しつつ進めていきたいと考えてございます。実際に進学状況につきましても非常に年々良いものとなっておると聞いてございますので、寮の完備というのは必要不可欠であると考えてございます。

質◇ 総務課のほうの資料4ページの級別職員数ということで、この5級6級というのは、今の現状の町職員の方の管理職の課長級に当たるんでしょうか。その辺の部分は分からないので教えていただければと思ひます。それと管理職の手当ですね、たぶん僕も聞き漏れているかと思うんですけど、超過勤務がどうのこうのということで上がってましたよね。管理職特別勤務手当5万7千600円というのは、どういう性格のものなんでしょうか。

答◇ まず資料の4ページの行政職給料表でいいますと、5級、6級。5級にある職員というのは副課長職になります。そして6級が課長職になります。あと、管理職手当なんですけれども、行政職でいいますと、課長が月額2万5千000円、副課長が1万5千000円となっております。あと、こども園の園長先生もありまして、こども園の園長先生もありまして、こども園の園長先生については2万円ということになってございます。それと、先ほどもご質問いただきました管理職員特別勤務手当につきましては、先ほど選挙というような話もさせていただいたんですけども、それ以外にも災害の待機等で、例えば管理職が休日の夜間等に残った場合に支出しておるものです。性格的には、管理職員でなければ行えない業務を休日とか時間外に行った場合に、この管理職員特別勤務手当というのを支出することになってございます。

質◇ 今の話では6級の課長の管理職手当が2万5千000円、非常に安いなとは思ひます。その辺の部分で特例的な条例とかそういった形の中で超過勤務的な感じの支給というのができないかどうか。その辺の部分について。それともう一つは、超過勤務残業手当というんですか、それが付くのは課長、副課長は付くわけですか。それも教えていただきたい。

答◇ 管理職の手当が低いというご質問でありました。県内の町村の管理職手当と比べて低く低いというのは現実であります。それと、低いんで超過勤務手当支給できないのかというご質問なんですけれども、管理職になりますので時間外手当というのは支給できません。支給対象になるのは管理職を除く職員になってまいり

ます。ですので、副課長、課長に対しては超過勤務手当というのは支給されません。4級以下の、班長以下の職員に対して時間外勤務手当を支給しております。

質◇ そういうことは規則上は分かっているんですけども、これは特例として条例等で、それから町長とか副町長の決裁で認めるとか、単年度的にこういう事態が発生した場合は特別に支給するとか、そういったことも考えたらどうなんですか。

副町長答◇ 課長のほうからは言いにくいと思うんですけども、近隣市町村と比べましてもやはり串本町は大分低い管理職手当となつてございますので、今後は見直しもしていかなければならないと思っています。ただ、管理職手当をいただいている限り、時間外勤務手当は出せないということでご了解いただきたいと思ひます。

答◇ 申し訳ございません、委員から質問のありました特定目的基金でございますけれども、こちら、先ほども申し上げましたが、決算概要説明書の28ページに基金の一覧がございます。私、このトータルから財政調整基金と減債基金を差し引いたものと言わせていただいたんですが、この中に特別会計も含まれております。特別会計も差し引いた上での特定目的基金というのは13億5,800万円ほどになってございます。申し訳ございません。

質◇ 総務課の資料の2ページ、3ページのところなんですけども、人件費云々というところに関連してなんですけども、やはり年齢別で見ると30歳以下の方の比率がどうも少なく感じております。今後その辺のところを、18歳高卒の方プラス新卒の方々を、2名という形ではなく5名、6名、7名、8名、10名ほど採用する意思はありますか。

答◇ 人口ピラミッドを見ていただくと、かなりいびつな形になっております。私もこの構成をもっと形のいいものにしたいなどは考えておりました。来年度から現在60歳の定年が65歳に延びていきます。その中で、本来であれば定年延長していけば退職者が出ませんので、従来の考え方でいけば採用はその年はしていけないということになるんですけども、そうしていくとやはりどこかで大量の退職者が出て、その年にたくさん人を採ってしまつて、後々また、いびつな構成になってしまうということになりますので、そこらは10年間をかけて、退職者が出なかつても計画的に職員を採用していくことでピラミッドの形を是正していけないかなというふうには考えております。ただ最近、役場職員を応募してもなかなかそれに対して集まってくれないという現状がございますので、そこらが一つの課題であるというふうには思っておりますけれども、できるだけそういう計画的な採用に努めてまいりたいと考えております。

以上で、2款「総務費」の審査を終了いたしました。

続いて、3款「民生費」の審査を行いました。

質◇ こども未来課の資料129ページの、こども園の新設事業というところで、出来上がっていましたけども、そこで見させていただいて、保健室的な部屋がたしかなかったような、あったようななかったようなという形なんですけども。お話をさせていただいたこともあると思うんですが、それは1回こども園に訪問させていただいて見させていただいたんですけども、部屋とはいえないような部屋だったもので。その分のお考えを聞かせてください。117ページの学童保育事業というところなんですけども、資料の1ページの間でもあります学童保育業務の委託料6,500万円という形で5か所分あると思うんですが、その中で金額云々というところはその都度配分されてると思うんですが。例えば出雲小学校を担当されているのはたしか上野山で、旧錦富小学校を担当されているのはこちらの学童運営委員会やと思うんですけども、その2か所の金額の配分をまず教えてください。そしてもう一つ、決算書の117ページの下にあります子育て支援事業の出産祝い金というところで、3人目が10万円、4人目以降が30万円というお話を聞きましたけども。少子化がかなり進んでいる串本町の中で、どうでしょうか、思い切って1人目から30万円という考えはございませんでしょうか、教えてください。

答◇ 今、委員から質問のあった件についてでございます。まず、くしもとこども園の保健室ということで。今、新設された園のいわゆる事務室と園長室の横に小さい部屋がございます。それにつきましては、1人が寝られるぐらいのスペースしかございません。実際にそこで様子を見たりすることもあるんですが、もし急病であったりけがをした場合は、すぐにくしもと町立病院へ行くというような対応を取らせていただいております。今のところ、今の施設で十分活用できていると聞いているんですけども、もし今後、また何かそういった必要があるのであれば、ほかの部屋と共用にはなってくるかと思うんですけど、その利用方法を考えていきたいと思っております。次の学童保育の委託料についてでございます。令和4年度の委託料につきましては、まず錦富につきましては1,413万8,725円です。出雲につきましては1,036万3,910円となっております。それぞれ人数は、錦富につきましては32名、出雲につきましては45名が利用していただいております。出産祝い金につきましては、今、委員のおっしゃられるとおり、少子化が進んでいるというところで、正直、増やしていきたいというところもありますけども、これについては私であったり課だけでは決められないことなので、また上のほうとも協議をさせていただきたいと思っております。

質◇ 先ほどのこども園の保健室の件なんですけども、僕がお話聞いてきた限りは、今現状ですよ、そこで置けないので職員室の横の床に寝かせてるという話も聞いてますんで、それはぜひとも前向きに、今のお話を進めていただければと思います。先ほどの学童のところ、錦富が1,400万円の32名、出雲が1,000万円の45名というお話でしたけども、行かせてもらってびっくりしたんですけども、どうでしょうか、錦富に至っては校舎自体がかなり老朽化して、さらに学童の部屋が、申し訳ないですけど部屋と言えない、もう愕然とするぐらいのところ、30名の方がいらっしゃる。さらに出雲についても体育倉庫で

すよね、ほぼほぼ。そこに45名。特に雨になると、そこへ机を並べて、さらに横でボール遊びをしているというような話を聞かせていただいて、この六千数百万円の予算、確かに多いような気はしますが、今の状況、環境を考えると、これは増額していただいて、ほんまに見る環境を根本から見直していただけないかというふうな要望をさせていただいて、一旦終わらせてもらいます。ありがとうございます。

答◇ 先ほどの、まずくしもとこども園の保健室なんですけれども、やはり狭いというところがあって、子どもによっては狭いところが苦手な子どもがいらっしゃるということで、そういう場合は園長室であったりとかに横にならせるという話も聞いております。そういった子どもの状況に合わせて、ほかの部屋を使ったりであったりとか対応していきたいと思っております。次の、学童保育の施設についてであります。こちらにつきましては、閉校になった学校を使わせてもらっていたり、出雲小学校については体育室、これも学校の共用ということで使わせていただいています。正直、特に出雲につきましては、学童保育につきましても学校教育についても両方が両方に影響を与えているという状況になっております。先日の議会におきましては、潮岬学童新設につきまして設計の予算をご承認いただきました。これによりまして、来年度末の完成を目指して潮岬学童の建設を進める予定としております。これが完成したときには、今、出雲小学校へ通っている学童の方と、潮岬の民家を借りて運営している潮岬の学童両方が、その新しい施設に通うこととなっておりますので、あと1年と少々、今の施設で何とかしていただきたいと思っております。旧錦富小学校につきましては、正直、閉校した施設を使っているということで古さは否めないところと、やはり雨漏りであったりとかというのを聞いております。そちらについては随時修理して対応するとともに、統合小学校の建設に併せて、今、同施設内に学童保育施設の建設も進められていますので、そちらまで今の状況で何とか皆さんに利用していただければと考えております。学童の委託費用につきましては、計算方法がありまして、学童にいろいろ支援の、教室の定員で費用が変わってきています。こちらのほうでいろいろとアイデアを出して、なるべく委託料が上がるような配分で運営をするように、アドバイスであったり、委託料を計算しておりますので、その辺も引き続き、できるだけ有利な委託料を出せるように検討して行ってまいりたいと思っております。

質◇ 113ページ、障害者自立支援給付費5億6,850万円になっています。国庫負担金が3億90万円、県支出金は1億5,040万円、それに合わせて引きましたら1億1,720万円が、全体の20%であるその金額が一般財源で出しているということで理解してよろしいのでしょうか。そして、事業の主な支援を教えてくださいたいと思っております。

答◇ 今、委員のおっしゃったように、この事業につきましては2分の1が国庫負担、4分の1が県費負担ということになっておりますので、残りの4分の1が町負担というのが基本となっております。ただ、負担の対象事業でない部分も少し出てくると思っておりますので、多い目で4分の1ということになっております。事業

につきましては、居宅介護であったり、行動の援護であったり、障がい者の方に同行するような支援というのを事業所に委託しております。

質◇ 障がい者に自立支援ということで、そういう形で給付を出しているということはありがたいことなんですけど、その支援を受けている方は何人ぐらいおられるか分かりましたら教えていただきたいです。

答◇ 主なサービスとしては生活介護の部分で69名の方が利用されておまして、そのほか就労継続支援として71名、グループホームの利用が55名、それと施設入所の支援が41名といった利用の人数というところになっております。

質◇ 就労支援ということで71名、そのうちで自立できる人っておられますか。これは、受けたらずっと支援を受けられるわけなんですか。

答◇ 継続してずっと支援していくんですけども、もちろんそれはやっぱりいずれは働けるような、社会に出ていけるような形を目指して、こういうふうな支援をしておりますので。なかなか時間のかかる人もおりますでしょうし、それでもやっぱり目的は、しっかり社会に復帰できるというか、そういうところを目指してやっている事業でございます。

質◇ 今度は福祉のほうで、障害者支援についてお伺いします。資料でいいますと福祉課の2ページから5ページ辺りで、決算書でいくと113ページ辺りやと思うんですが。まず、就労支援の通所交通費というところで300万円の実績がございます。書いていますように2万3,000円で、たしか定期券か何かのやつやったというふうに認識しているんですけども。これ、発達障害の方とかになってくると十人十色なんですね。音に弱い方とかは電車に乗れないとか、それぞれの事情が変わってきて、使える使えないが出てきます。その中で、上限2万3,000円というところよりも、その人その人に合って、上限を決めてもいいんですけど、例えば交通費となってくると親御さんがその場所まで送り迎えするという現状も見られる中で、その辺の補助というお考えはないのかというところをお聞きします。そして、資料5ページの上の、新宮・東牟婁手をつなぐ育成会助成金1万1,000円というところなんですけども、この団体ですね、かなり発達障害の方々に深く入っている団体だと僕は承知しておるんですけども。ここ1万1,000円というところで、何でしょう、付き合い程度に補助金を出しているということではないと思うんですが、もうちょっとここと連動して町で何かイベントを起こすとかといった考えはございませんか。あと、社会福祉協議会に2,400万円の補助金を毎年入れてますけども、たしか社会福祉協議会は数年前までは障がい者の方々の事業をやってたけども、今は、ほぼほぼ介護の事業に特化しているというふうに承知しております。補助金を増額してでも、そういった以前やっていたような障がい者の方のケアというところを増やしてもらおうという考えはございませんか。

答◇ まず障がい者の助成の件だと思うんですけども、これについては国庫負担事業であるということもあって、基準額の分ではしか町としては今のところ見ておりませんので、今後、補助対象外、負担対象外についてどのようにするかというのは検討していく必要はあるのかなと思います。次に、手をつなぐ育成会との事業

なんですけれども、これにつきましても郡内を見ましても串本町から出している補助金は一番少ないぐらいではあるんですが、実はこちらの団体、最近コロナで運営ができていなくて結構余剰金が出てきているようなことになっています。今後、コロナが落ち着いてきまして事業を増やしていくというようなお話も聞いておりますので、そういうふうな事業も今のところ予定はしておりませんが、相談して始めていくことも検討する必要があるのかなと考えております。あと1点、社会福祉協議会の補助金につきましても、社会福祉協議会の決算書を見ていただきたいんですけども、事業区分とか事業拠点というのが3つに分かれておりまして、そのうちの運営費といいますか事務局の費用が主なものになってくるんですけども、そちらのほうにうちは助成をしております、主なものは人件費となっております。あと2つ事業があって、それについては、1つは福祉委員の報酬に対しての助成、もう1点はふれあい事業というのをやってもらっているということで、そちらのほうの事業に対しては給付しているんですけども。今まで補助金のほうは年々減らしてきてはいるんですけども、その新たな事業を、障がいの関係のことで進めていっているところもまだ検討はしてございませんので、同じ答えになって申し訳ないんですけども、今後、要検討の事業なのかなと思います。

質◇ 今の社会福祉協議会の件で、吉村委員とは相反するんですけども。たぶん、その補助金の部分については2,400万円が数年間出てますよね。その中で、今、補助金に対する検証と述べられてましたけども、現状の段階のおった中で、人件費が高いのは、おっしゃるとおりウエートが高いというところはあるんですけども、検証した中で、今後補助金の対応をどのように考えていくのか。これから県のほうの財政危機等もある中で、そういう補助金といったものも減る可能性もある中で、町として補助金の大口的な部分に対する検証と効果という部分は、毎年度やっているかどうか。その辺の部分についてお聞かせいただきたいのと。あと、131ページの生活保護施設経費について。潮岬だと思うんですけど、4棟で12名入居となっておりますけれども、この部分に関して施設修繕料ということになってまして、空き枠的な感じで一般の方が入居できる可能性はあるのかどうか。開放できるのか。それがスペースと余力というか、空き室として置いといて何らかの形で対応していくというスタンスになってるかどうか。その辺を教えていただければと思うんですけども。

答◇ まず社会福祉協議会の部分ですけども、もう何年かは2,400万円を据え置きできております。その2,400万円を出すにあたっては、基となるのは社会福祉協議会が出してくる要望書というのが毎年あります。それによって人件費の部分で幾らかかかってあって、この事業をしていくには幾らかかかってあってという積み上げで、社会福祉協議会が要求してくる額というのが大体4,700万円ぐらいになっております。そこからうちもそれに合わせたシート、ちゃんとした根拠となるようなシートを作っております、人件費の部分では何パーセント見ましようか、この事業については半分あるいは何パーセントというふうにしちんとした基準を持って、それによって結果的には2,400万円になってくるという

ところで、2,400万円がずっと据え置いてきております。今年度の動きに関しましては、8月頃、今度、社会福祉協議会の会長が堀前会長から西野会長に代わりました。それによって西野会長と社会福祉協議会の役員さんと町長のところへご挨拶に来られまして、今の現状というのをいろいろお伝えいただいたところを私も聞いております。そして、社会福祉協議会の令和4年度の決算状況というのは、コロナの影響もあってデイサービスを閉じる期間があったりやとか、利用者もコロナで訪問型とかというところが減ったり、また、亡くなる高齢者も増えて、それにより新規の利用者も減っている、そういったことでかなり赤字になってきておまして、それに対して、それでも今まで介護のほうで蓄えていた分を地域福祉部門へ補填するような形でやりくりしているところですが、これもずっとやっていると、それを圧迫して大変な状況になるということをお伝えいただいたところです。そういうふうな決算状況も見ながら、来年度の補助金についても見直しは考えていかなあかんかなと思って、また町長、副町長とも協議する予定にしております。

質◇ その部分についてはよく分かりました。ただ、人件費のウエートが高いので。人件費のウエートが高いのか、実際水準が高いのか、その辺の部分はどうか。

答◇ 人件費の部分は、社会福祉協議会は役場の職員と比べると少し高いという認識はしております。その分を見込んで、向こうが上げてくる人件費幾らかというのに対して、じゃあその8掛けやね、7掛けやねということで減らしての算出で2,400万円にしております。それと、先ほどの住宅なんですけども、潮岬の住宅は低所得の方用の町営住宅としておりますので、一般の方も入るといふうには広げてはおりません。それと、ちょうど今年あったんですけど、火事で焼け出されて急に家がなくなって住まなあかんというときのために1戸は必ず空けておるような状況です。そういうふうな住宅です。

以上、3款「民生費」の審査を終了いたしました。

続いて、4款「衛生費」の審査を行いました。

質◇ 住民課資料の衛生費の4ページです。決算審査特別委員会でいつも言わせていただくんなんですけども、町内の無人トイレ管理経費、田子駅はまだやりますか。そこをもう何とか排除してもいいのではないかなと思っております。そしてもう一つ、同じところのごみ収集処理経費のところ、各業者の方々の委託料を書いていますけども、ガソリン高騰の折に、こういった方々に回るところはかなり広範囲になるという話を聞いておる中で、多少のそういったところも考慮しているのかというところを教えてください。

答◇ まずトイレの管理につきまして、去年にもお答えしましたとおり、両地区の区長さんをはじめ、お話をさせていただいています。その中で、田子駅のほうはま

だ少ないながらも学生の使用とかというところがあるので、もう少し様子を見たいと。有田地区のほうに関しましては、また区の役員会等で協議しながら、廃止するタイミングを役場のほうへ連絡しますということで話をいただいていますので、今現在は様子を見ておるといふ段階でございます。それともう1点、ごみ収集の処理経費につきまして、各業者さん、年に1回の契約でございますので、前回もお話ししましたけども、少し高くというか契約額がアップしておる状態です。今現在また燃料が高騰しておるといふところで、来年度の契約に向けてはそれも反映しながら検討して契約してまいりたいと考えております。

質◇ 133ページの病院事業会計繰出経費とありまして、繰出金が病院事業会計繰出金4億9,100万円、これは分かります。あとの下段の病院事業会計繰出金〔医療機器整備分〕約2,300万円となっているんですけど、これは。いいんですかね、質問は。その辺の部分の内容が分かれば教えていただければと思います。

答◇ 恐れ入ります、今の病院事業の繰出金につきましては、特別会計のときに病院のほうで資料が整っているかと思えます。そのときに説明させていただければと思います。病院事務長のほうには今の質問につきまして、報告させていただきま

す。

以上、4款「衛生費」の審査を終了いたしました。

続いて、5款「農林水産業費」及び6款「商工費」、10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を行いました。

質◇ 155ページの松くい虫について。去年ですか、いろんな形で尽力、産業課さんを中心にほかの議員さんも含めての中で松くい虫の予防対策をやっていただいておりますけれども。この中で樹幹注入というんですか、この部分は松くい虫の1,142万9,000円の中で373万1,000円の松くい虫駆除事業委託料というところになるのかどうかですね。それと引き続いて、もう既に尽力いただいているんですけども、望楼の芝生の松くい虫も既にまた枯れているところも見受けられるところもあるんで。森林環境譲与税積立金を活用するような形で予算的な部分もどういうふうな形で見通しを立てておるのか。立てておれば大体概要的な説明をお願いしたいなと思っております。161ページの、18節負担金、補助及び交付金の中の串本商工会の部分で補助金ですか、この内訳が備考欄にありますけれども、895万円と中小企業利子補給補助金128万円、並びに起業チャレンジ支援補助金153万9,000円というふうな形になっておるんですけども、この部分に関して産業課さんの資料でいえば17ページですね、収支決算書という商工会さんのやつがついておるんですけども、この中の商工会が収支決算していただいている中で、町補助金収入ということで895万円、これはそのとおりです。先ほど説明が抜かりましたけども、小売店の拡大事

業600万円も同じですね。ここにマル経補助金利子補給金補助金ということで、商工会さんのほうでは141万5,000円と計上しているんですけども、町からの利子補給ということで。これがここの決算書では小企業利子補給補助金128万円となっています。この部分に関して捉え方が違うんかどうか、その差異についての説明をお願いしたいのと、それと、この利子補給補助金の中身、どういうふうな形で利子補給をしているのかどうか、ということをお願いします。それともう1点、同じく161ページ、共同作業場空調設備についてのことに関して、同じく資料で決算書をいただいております。その中で業務内容等を概要的に簡単に見てみますと、月商が3,100万円で売上総利益が9.7%、経常損失がマイナスの1,200万円。労務費については月平均1,100万円、当期材料費が1,100万円ですか、そして減価償却が900万円ほど、借入れが1億6,100万円、資産合計、マイナスの1億3,300万円、まあ債務超過であると。こういった状況の中で、前々回か忘れましたが、町との間の中で借入金に対して分担的に返済するという覚書か金銭消費貸借か分かりませんが返済をしているという形の中で、返済に対して条件緩和とかといったものがあるのか、順調に返済しているのか等、その辺の部分。それと繰越しになっている状態の中で、明許繰越の理由も説明があったと思うんですけども、その状態の中で半導体か何かかということであったと思うんですけども。その工事が遅延したことによっての売上とかといった形の影響があったのかどうか。そして今は現実的にどういうふうな状態になっているのか、現状ですね、もう完成しているのかどうか、その辺の部分も説明いただきたいと思います。

答◇ 委員から何項目か質問いただいたところなんですけども。まず松くい虫に関しまして、決算書に記載されている金額から申し上げますと、まず161万3,700円という部分については、これは潮岬の望楼の芝の枯れ松を29本処分したときの費用となります。次の373万1,700円につきましては、これが樹幹注入の分になってきます。これは望楼の芝が112本、橋杭園地で136本の樹幹注入を行っています。次の18万3,000円につきましては、これは望楼の芝生の枯れ松を2本、県の損失補償金ということで県のほうで伐倒命令分という形で処理させていただいております。最後の590万1,800円ですけども、これにつきましては潮岬望楼の芝枯れ松98本の処分の費用となっております。ですから樹幹注入の数は、潮岬の望楼の芝で112本を実施したという形で、今年度、5年度につきましても、望楼の芝生内の部分については、今まで県の関係の駆除もやっているんですけども海側、のり面のほうの枯れ松も目立ってきておりますので、そちらのほうを対策としてのり面のほうの海岸側の処理をしているところで、今また枯れている、防除の噴霧作業とかというのは実施をしているところであります。次に商工会への負担金の関係でございます。895万円につきましては、これは商工会への補助金ということになっております。先ほど言われた部分の起業チャレンジの関係とか利子補給という部分につきましては、各個人さんへの補助という部分もありますので、負担金補助という項目へは載っているんですけども、別の項目という形で、商工会のほうには起業チャレンジのほうは

載ってくることはないのかなと思っているんですけども。委員からご指摘いただきました小企業の利子補給の分でうちの128万円の分と商工会で上がっている分の差異があるということなんですけども、ここにつきましては、うちのほうは予算の範囲内で150万円持っていて、商工会からこのような形の方が今、利子補給の対象者ですと来ています。商工会で言われた金額で出しているんですけども、ここの決算書と私ども見た中で今、差異があるということが分かりましたので、一度調査させて、また回答させていただきたいなと思うんですけども、よろしいでしょうか。それと最後、菌床事業の関係の返還についてのという話、以前の委員会等、議会でも角委員からご意見いただいていたんですけども、この件につきましては、金額が確定いたしましたので、覚書を交わしております。令和5年から12年間、向こう10年間につきましては金額が大体決まるんですけども、あとの2年、3年につきましては額がまた変わった時点で再計算という形もあるんですけども、令和5年度から協力金をいただくということで覚書は交わしています。今年度の決算を見ると赤字になっているのではないかとということで企業のほうから返還についての考え方について相談があるんかないんかという話なんですけども、そこにつきましては現在のところ、企業側のほうからは一切そのような申し入れというんですか、協議の場を持ってほしいという話もないということで、このまま償還は進んでいくだろうというふうには考えているところで

質◇ 商工会の利子補給の件に関しては、表示はマル経と、当町のほうは小企業利子補給ということで、別に考え方は同じでいいんですか、基本的には。それと今後、この利子補給というのは僕の知っている範囲内では、政策金融公庫の利子補給というのは完済するまで全部利子補給を補助しているということですよ。その中で、政策金融公庫さんのほうとすれば、仮に分かりやすくいえば500万円借ったら250万円ぐらい減ってきます。そしたらまた打ち返しみたいな形で500万円をやり替えするというので、一応そしたらその時点では完済になりますよね。期間は2年か3年後ということでもいいんですけど。そういった形のサイクルの部分からしたときに、産業課さんのほうでは、全額、全期間完済するまで利子補給するというものの考え方については、データのなものとかを見直して、今後対応していくという考えはあるのかどうかをお聞きしたいなと思っております。それと共同作業場の部分については、名寄せというたらいいんですか、決算書の中では債務超過になってるんで当該の企業が、いろんな企業をやっておられるという形の中から、全体的にその辺の返済厳守というたらいいんか返済能力というたらいいんか、そういったものを捉えていくということも今後必要ではないかと思うんですけども。その辺の考え方も教えていただければと思います。

答◇ 委員からご指摘いただいた件でございます。小企業に対する利子補給ですけども、1%の利子補給という形でやっています。今のところ委員がおっしゃるとおり、借りて利子補給については完済までという形でやっております。ただ、他町村を見ますと、年度を決めて何年間で決めてやっているようであります。この部分については、いろんなコロナ禍から情勢が変わってくる中で、町としてもどの

ように考えていくのかということは今、課内でもいろいろ協議しているところがありますので、完済までがいいのか、また期間を切るほうがいいのかという部分は、いろいろ商工会とも協議しながら、ここについては1回うちのほうでも再考していきたいなど、担当課としてはそのように考えておるところでございます。もう1つ、稚茸工場の関係なんですけども、今言われたように債務超過になっていってという話があります。前にも委員から質問いただいたけど、そういうふうに答えたのかなと思うんですけども、企業につきましては他の会社も経営しておりますので、他の会社とグループ内でこの部分については見ていくという形を取られているようでもありますので、その部分については企業全体で、会社全体で考えていってもらってるんだなというふうに担当課のほうでは認識しているところでございます。

質◇ その部分はなかなか難しいと思うんですけども、何々の、Aという会社の決算書をくださいという部分とか、何々くださいと言うたら、何でなという話になると思うんですけども、その辺のデータ収集というものは、今現実的にはできないのでしょうか。

答◇ 他の会社の部分の決算というのは、たぶん私どもに。前も話をしたことがあるんですけども、もらえないという状況で、今のところ、うちは他の会社の経営の部分については資料的には持ってないという状況でございます。

質◇ アワビあるいはイセエビの補助金、放流の関係の地区の選定というのはどういうお考えでやられとんのか、これ1点教えてください。そして、これは商工会かな、チャレンジ支援の補助金の関係ですね。8件出てるのかな、その関係の補助金。これは150万円ほど取っていますけれども、ここらの考え方だけ教えてほしい。というのは、去年と今年を見たときに、農林水産業で農業費あるいは林業費、水産業の3つに分けてますけども、資料では、昨年よりもかなり頑張ってるわけですよ、遂行率を見ればね。この中でも農業費が執行率が低いんかな78ぐらい、林業はいいと。そういった形で、あるいは商工会の関係、昨年よりも今年かなり頑張っておるなというの数字的にですよ、これが見えるんですけども。特に今言った2つだけでいいんで。チャレンジの関係の補助金の問題、あるいは放流の地域の設定の問題、ここらどのお考えでやられとんか、その辺2点だけ教えてください。

答◇ 稚貝放流と稚エビ放流の部分に関しましては、漁協からの要望で行っております。だから産業課のほうで地区の選定を行っているわけではなしに、漁協のほうでどこどこ支所、どこどこ支所をしますというのは年度当初に連絡いただいて、それでこちらのほうで補助金の対応をしているということになっております。

答◇ 委員から起業チャレンジ支援事業補助金のことなんですけども、この補助金につきましては、町内の貸店舗を借りて起業された方につきましては家賃の上限2分の1を補助するという制度になっております。今年度につきましては、昨年度からの継続の分、年度途中で始まったら継続していくという部分もありましたので、4年度は3年度分の継続事業、3年度からの継続が8件と新規でやられた方の10件分で今回は補助金を出しております。コロナ禍の影響もあって3年度か

らはちょっと減ってはきているんですけども、家賃補助につきましては5万円を上限に12か月補助するという制度です。

質◇ 商工補助金の関係で、これは家賃だけの補助みたいな感じやけども、ここの部分を今後、そういう補助金のつけ方のあり方、これはやっぱり拡大していかないかんで。ただ家賃だけの補助金をこんだだけ半分見てという話じゃなくて、やっぱり総体的に、そういう考え方を。チャレンジする人等の考え方を聞き、あるいはトータルでどのぐらいの経費がかかるんやというような経営的な話も含んだ中でのトータルでの補助金、こういうような活動をやらないと、ただ家賃こんだだけの分出して、これ何やという話じゃないですか。そこら教えてください。

答◇ 委員から言われた件なんですけども、この補助につきましては、かなりの方が利用してくれて喜んでくれているというのがありがたいというふうには伺っております。これから起業されていく方への補助という形で考えていきますと、町だけではなく商工会も含めて、先ほど委員からもありましたように、企業さんがどの制度を借りていった部分でどういうふうにしていくのかという形で、うちのほうの小企業利子補給をしている部分もございますので、やはりここは商工会と連携しながらどういった形で町の商店が活性化されていくのか、また起業されていく方にどのような形がいけるのかというのは考えてみたいと思いますけども。起業チャレンジにつきましては、現在のところ、もっとやってくれな困るという話は私どものほうには届いていないというのが現状です。

質◇ 課長の言われるように一遍にはいかんだろうけども、僕が言われるのは、商工会がそういう一つの個人との契約うんちゃらという中で話を詰めながら。そら全額は、そんなもんできっこないんだけども、そこらのバランスというのは。やっぱり経営者と産業課中心になって、こういう店をつくりたい、こういう方向で進みたい、そこは商工会で分類した中でまたいろいろな考え方ができるんであって、そういうようなところ、ただ出してきたら、はい、やりますよ、という話だけじゃ物足らんという感じを僕は受けとんですよ。特にこういうチャレンジらというのは、やっぱり進めていかないとね、どうしようもない。ただ家賃だけ半分の補助をして、こんだだけでどうでっかという話は、あまりにも。やっぱり経営方針的なものを聞いたって、そういうところであれば、役場はここまで補助できるよみたいな、そういう話を商工会と一緒にあって拡大していく考え方を持たないと、ただこれ出してきたからもうこれでええわ、という話では、ちょっとどうかたと私は感じております。だから、その質問一つ。

そして、先ほど漁業権の、そこらの漁業から出てきた形の中で放流します。あとの地域は、こんなんでこないかね。ここへ書いている以外に、放流する場所、地域。要望があったところだけ出しますというだけの話でしょ、これ。そこらの考え方というのは今後、みんな漁業組合は知っとるんかな、これ。出せば、こういう補助金があるというのを分かっとるんかな。まあ、出してきとるところは出してきとるんだから分かっとるんだよね。そこらの部分というのは、聞かせてください。

答◇ 経営支援ということについてであります。商工会のほうからも、その経営支援の一環としての施策の提案というのはされています。課の中でもそういう検討もしておりますし、何より経営支援については町であるより商工会のほうの仕事がされておるといことなんで、商工会のほうで詰めてこられた内容について支援できる方策を考えていくようなことを考えております。

答◇ 先ほどの稚貝放流と稚エビ放流の部分で、ほかの地区でももっとできないかという話だったんですけども、漁協等が行う放流事業に関しまして、町のほうから50%の補助を出していますというときに、各地先でやはりそれだけの50%も自腹を切って支払わなければならない。それと、あと貝の漁師がどれだけおって、どれだけ受益があるかという部分を勘案して、それぞれの地先で、sonだけお金を自分とこで、例えば30万円出して町から30万円出して貝を放流するというのが負担になるという地域がありますと、そういう部分もありますんで各地先で見送ったりとか、今年はやめとこかという部分が出てきますんで、一概にどこの地区もみんなやろうかというふうにはなっていないという状況でございます。

質◇ 分かりました。自腹切るといよりも、これはそういう放流をしなくては取れない。取れないから放流するんでしょ。その人ら、漁業者に半分出してというのがどうもひっかかるんです。本当にここをやるんだったら全額出したってよ、放流。そういう考えはないんですか。半額出しますから半額自腹切ってよというように、そういう制度だったら、なかなかね、漁師さんもしんどいところが多いんだろうし。ただ絵に描いた餅の施策には終わらんのかなと、今ちょっと答弁聞きながらそう思うたんでね。そこらの部分どうですか。

答◇ 稚魚放流に関しましては、190万9,800円という金額があると思うんですけども、そちらは町事業で全額町負担でやっています。ただ、今、五十川委員がおっしゃるとおりに、貝でありエビであるという部分を町が全額補助するとなると、かなりの要望が上がってきて、金額的にもかなり膨れ上がってくるので、町の負担がかなり大きくなってくるかなと考えますので、今の50%ぐらいが限度かなというふうには感じておるところです。

質◇ 157ページ、先ほど五十川委員も言いましたアワビとイセエビの放流事業補助金についてお聞きしたいと思います。令和元年から見たらアワビのほうは大体半分、イセエビのほうは3分の1ぐらい令和4年で事業補助金が下がっておるわけなんですけども。これは恐らく追跡調査とか、そして現場、漁業者からの要求もあって下がってる部分もあるのかなと思いますけれども、下がった要因として、補助金を出して放流した結果、十分に効果があるから補助金が少なくなったのか、それとも段々と効果が薄れてきたから補助金が少なくなったのか、その辺の要因をお聞かせください。そして160ページの急速充電器電気代、橋杭ですね、あそこ故障が多いですよ、再々故障のあれがついてるんですけど。あれは設置するとき国土交通省か、それとも町が設置したのか。たぶん町だけじゃないと思うんですけども、結構充電器の電気代、施設の修繕料か、故障するたびに修繕費が要ると思うんですけども、その出し方というのは町がほとんどですか、それとも補助金も含めてじゃないんですか。設置するとき、たぶん町単独の事

業じゃなかったと思うんですけども、その辺の確認をしたいと思います。243ページの災害復旧費の不用額、大体7%の数字が出ているわけなんですけども、この不用額の7%は高いんか低いんか。いろいろな要因が入ってきてるので高いか低いかは判断しにくいんですけども、この不用額の約3,600万円、約7%の不用額が出ています。その要因を教えてくださいと思います。

答◇ 放流事業の金額が減っているという部分なんですけども、実際に予算額のほうもイセエビで250万円程度、アワビで140万円程度取っておりまして、例年それなりの近い金額で事業を執行しておったんですけども。アワビの放流事業では、ここ近年、委員もご承知のとおり、海水温の上昇で海藻類が激減してきてあるという海の状況で、今の貝の放流をやっても貝が育たんのではないかというふうに各支所の漁協の関係者の方からご意見をいただきまして、今回は見送りますという支所がかなり多くなってきたということがまずあります。イセエビの稚魚の放流に関しましては、稚魚自体を刺し網で引っかかったときに、放流するサイズ、県の条例で定められるイセエビの目からしっぽの体長で15センチ未満の部分にとっては採捕してはいけないということになってます、それよりちょっと大きいぐらいのエビというのは中間育成して、それをまた放流するという形になるんですけども。どこの支所もイセエビが不漁になってきて、稚魚の購入が困難になってきたという部分がございます、放流事業のほうも事業費が減ってきたということになっております。

答◇ 道の駅の急速充電器についてです。故障による修繕費用というのは、169ページにあります急速充電器保守点検委託料44万円の中で、どれだけの高額な費用が要してもうちに請求されることは今のところございません。

答◇ 先ほどの、災害復旧事業費の不用額が大きいんじゃないかというところのご質問なんです。ここの不用額につきましては、主に動鳴気漁港の西防波堤災害復旧工事の金額になります。当初の金額がかなり大きかったということと、工事途中に国から再調査というのが入ってきます。再調査の中でこの重機からこの重機に替えるとか内容の変更も生じてきたということで、その部分でこの金額の不用額が出てるということになります。

質◇ 放流の件ですけど、磯の環境が変わってきた。でするので事業者もだんだんと補助金をいただいても効果が少ないという判断ですけども。いかがですかね、磯を育てる方法ってないんですか。少々お金を出してでも磯を育てているような漁場というんか、そういう国の事業でもやっているところはないんですか。このままいって日本中の海が本当に物が取れなくなるという寂しい形になるんで、そういう方面に力を入れる方法を町として手立てがないのかなと感じますけども。そういう方法があれば教えてください、実践していただきたい、そっちの方面にお金を使いたいと思いますけども、いかがですか。そして、243ページの不用額の件ですけども、確かにあの工事は自然災害というんかな、いろいろあって追加、追加の工事とか期間が長くなって、いろんな補助金とかいろんな計画を変更したりとかしての部分の不用額の大きく出た要因という話だったです。工事の変更とかそんな形の7%以上、これは町も出していますよね。町にも

不用額の返還はスムーズにされたと思いますけれども。その辺の町の影響というのはなかったですかね。

答◇ いま先ほど、磯の保全に力を入れていくべきであるのではないかと。そして放流事業が、イセエビの部分につきましてはなかなかイセエビが取れないという中で数が減ってきているというふうに、うちの担当者のほうから答弁したんですけども。磯の再生につきましては、現在、磯根漁場の再生事業ということで町が取り組んでいます。姫ひじき、姫の海岸、そして和深地区、今年については大島という形で磯の再生に取り組んでおりますので。ここ近年でこのような形の全域的な部分が著しくこういうふうになってきていると思いますので、その部分については町はまたいろいろ考えながら、どのような形で磯の再生という部分を考えていったらいいかというのは検討してまいりたいと考えております。

答◇ 先ほどの不用額の返還への影響というのはあるのかということなんですが、返還への影響はございません。

質◇ 資料35ページの串本町の観光客ということ、令和4年でいくと日帰り客が116万人ということで。さあ、これからコロナも明けて、観光にどう気合いを入れていこうかというところの部分になると思います。そこで、気になったことを2〜3聞かせてください。まず資料15ページの檜野釣り公園センターの釣客のところ、観光協会もフィッシングタウン串本ということで釣りを前面に押ししていると僕は感じているんですけども、1,526人というのは実際多いのかどうなのかということ、をまず教えてください。決算書の159ページ、先ほど五十川委員もお伺いしていたところの上の部分の、漁業担い手育成研修生給付金の430万円ということ、これたしか前に2人ぐらいやったかなとかいう感じもしてはいるんですけども、もう1回この事業のスキーム、構造をもう1回説明していただきたいのと、今後、担い手というところがかなり育成のところ、補助金も以前からやっていますけどもあまり動いてないという感覚でおるんですけども。どうなんでしょう、今後、スキームを聞いた上でいいんですけども、外国人というところはお考えがあるのかを、さらっと教えていただければと思います。決算書161ページの起業チャレンジ、先ほど委員もおっしゃってましたけども、資料でいくと19ページですね、これ関連すると思うんですが。ここは割と僕しつこく前から聞いてた中で、金額は前より増えてるなという印象はすごくあった中で、店舗をやられて移動されて、また変わってという動きがよく見えなかった部分と、これたぶん10か月なんで継続してやるのかということ、そういうことを考えると上の継続8件のうち、そういうところの追いかけ方とか、新しいから家賃、当然申請はしてくる。先ほど課長もおっしゃったように、すごく助かってると思うんですけども、その辺の追跡というか。結構すっすっ辞められても、それもどうなんかなという感じもしますんで、その辺のお考えを聞かせてください。決算書169ページの、道の駅「くしもと橋杭岩」というところで、資料でいくと37ページですね、こちら平成30年の来客利用者10万人のところに、本当に7万5,000人まで回復したかなという感じはいたします。ここの指定業者は、たしか南海電鉄で5年、去年ぐらい継続という形に

なったと思うんですが、指定業者ということでお任せしている部分は分かるんですけども、この間、久々また行っても橋杭岩は串本町のはずなのに、中身がやっぱり相変わらず那智勝浦、新宮、一部串本、古座川。もう何のところが分からへんと、僕に言わせたら。もうちょっと中身というところの、指定業者ということでそういったところも突っ込んではいけないのかなと、中身の選定ですね、置くものの。そこら辺を教えていただければと思います。

答◇ 檜野釣り公園センターの釣り客数が多いのか少ないのかというところなんですけども、令和4年度で1,526人。こちらのほうにある資料で、9年前ぐらいで、平成26年当時から1,400人、980人といった形で、9年の間の平均、アベレージ値で1,419人という形になってます。令和元年、令和2年ぐらいになってくるとコロナ禍の影響もありまして教育旅行等でお客さんが増えてますよということなんですけども、令和3年だと1,671人、令和2年で1,373人なんで、1,526人という数字は多いか少ないかとなると、ちょっと多いか横ばいというぐらいになってると思います。漁業担い手育成支援事業に関しまして、こちらにつきましては雇成型事業と独立型事業というのがございまして、雇成型事業というのは漁協の法人格の会社ですね、事業所のほうと雇用契約に基づいて就業しようとする方に対して助成すると。まあ会社側に助成するという形になっています。それで会社側に月額14万1,000円補助しますという形になります。それが雇成型事業と申します。あと独立型というのは、ひき縄、ケンケン漁師であるとか一本釣り、エビ網、刺し網とかを自分一人親方で自営操業しようと、一人で漁師になるという方に対して支援するもの、生活の給付金ですね、それ月額15万円。それが独立型事業ということになります。令和4年度の実績としましては、雇成型事業で1名、そして独立型なんですけども、独立型事業というのは最初1か月トライアル研修というのを経てから最長で2年間23か月、トータル2年の実践研修というのがありまして、令和3年からの継続事業の部分と令和4年に新規に研修がスタートした方とで合計3名、計4名が令和4年度は事業を行っているということでございます。参考までに、この事業自体が全額財源が県の補助金になりますんで、町の補助は出てないんです。全額県費補助になりまして、令和2年からスタートしたんですけども、令和2年からの実績で、雇成型で令和4年までで4名、独立型で3名、毎年2、3、4で3名新規で入ってます。令和5年につきましては、決算とは関係ないんですけども、令和5年はすごく申し込みが多くて4名独立型、研修生の申し込みがあって研修を続けております。外国人の方というお話があったと思うんですけども、一応こちらの募集のほうなんですけども、なかなか公募するのが難しい状態でありまして、この協議会自体が漁協が事務局になるんですけども、漁協のほうでいわゆる指導者の設定というのをやって、例えばひき縄の指導者は誰々、一本釣りやったら誰々、採貝・採藻の指導者やったら誰々と指導者を登録して、この指導者に学びたいという方の声があったらその方をお願いするという形になるんですけども、まだそういうところまで構成ができてなくて、漁協からの呼びかけで、どなたか、こういうのがありますよ、というのを宣伝するような形になってますん

で、そういった外国人の方をこの研修に呼び込むということは、まだできてないかなというところでございます。

答◇ 委員より起業チャレンジの関係、追跡調査等されているのかというお話なんですけども。今先ほど、質問の中にありましたお店を書いていますけども、ここににつきましては開業してやっていたけども、家賃の関係があるんで店舗を移りたいんだという話もあって、このように金額が推移していったという部分があります。12か月の話でありますけども、このように10か月であるんですけども、移ったんですけども体調のほうがすぐれないということでもう辞めるという話もありましたので、これは致し方ないでしょうねという部分がありました。先ほど委員からお話のありましたお店について、コロナ禍の中で開業されていたんですけども、現在のところ、今、店が開いていないという状況なので、また確認はしてみるんですけども、どうされるんですかと最終確認はできてないんですけども、開いてないということは把握しております。今まで起業チャレンジを使ってきたところにつきましては、理由があって辞めたということのも実際ございます。先ほど言われたように、どのような形でこれを進めていくのがいいのかなと。うちのほうでは追跡調査というよりは店が今どのような現状であるかということの確認はしているんですけども、より多くチャレンジ補助金を使って営業を続けていってもらいたいというのがありますので、その辺についてはまだまだこれから、ずっとその店はどうですかという形で確認を取っていきたいと思っております。道の駅「くしもと橋杭岩」の関係で、指定管理の関係の話で。中へ入ってみると串本のもが少ないんじゃないか、なかなか地域性が出ていないんじゃないかという話です。実際私も道の駅へ行きますけども、結局は串本と書いているんですけども作っているところは串本ではなしにということで、いろいろ見受けられます。ここへ来てロケットの関係で新商品ができましたという形で、例えばトルコの土産物とかいう部分については串本のもは置いてるんですけども、お菓子類というんですかね、そういう部分についてはこれからだんだん増えていくんじゃないかなと思いますので。指定管理をされている南海の関係、熊野観光開発株式会社と言うんですけど、そこにつきましても地元のほうでクッキーを作ったり、地元の素材を生かしたクッキーを作って、これから店頭へ置いていきたいんだという話も伺っております。指定管理につきましては、令和6年度から指定管理の関係は更新という形もありますので、議員の皆さん方にまたお諮りさせていただきたいという部分もあるんですけども、今のところそういった形で熊野観光開発株式会社とは定期的に協議を持った中で、串本のもをという形は私どものほうからもお願いしているところでございます。

質◇ 151ページの移住交流促進事業についてなんですけども、これは串本病院の旧官舎を利用されていると思うんですけども。令和4年はどうなんですか、何人、何組というたらいいんですかね、利用されたのか。そしてまた、どのくらいの期間そこへ住まれたのか教えていただきたいと思っております。

答◇ 移住に関する短期滞在施設の利用状況ということでございます。令和4年度に関しましては、宿泊人数が26名、宿泊日数が112日となっております。

質◇ これは、電気代・水道代・ガス代って載っているんで、これ全部町が負担して住んでいただいているという形ですよ。やっぱり、串本の魅力を知ってもらったって何日か滞在してもらって回ってもらう。この施設というか、この企画をたくさん利用してもらいたいなと思ってるんですけども。これは、どういうふうな募集の仕方をしているのか教えてください。

答◇ 将来、定住を希望される方ですね、情報収集、農林水産業の体験をしたい方を対象に一時的な滞在をしてもらうという理由で、この施設を利用していただいているところです。利用された方で、過去に、平成30年に2名、平成31年に1名の方が串本町に移住されているということで、一定の効果は出ているのかなと感じておるところです。

質◇ 今年度はどんな推移で進んでるんかだけ教えてください。令和5年。

答◇ 令和5年度の数字は、今、私どももどれだけ使っているかは持っていません。先ほど委員のほうから町費でやってという話だったんですけど、これは宿泊される方1人目は1,600円負担していただいて、2人で来た場合は2人目1,000円という形で負担していただいていますので、そこそこ利用していただいた方にも負担してもらっているという形があります。移住交流の形で別の話にはなってくるかと思うんですけども、全体的に和歌山県のほうで発表している中で、移住者につきましては、令和4年度が52世帯、75名が串本町へ移住してきております。これは串本町だけの制度ではないんですけども、県全体の中での町村別でいきますと、やはりずっと高い数字で県内では3番目に多いという形で移住のほうはやっていますので、うちの移住の取組というのは担当者が頑張っているのかなと思っております。

質◇ この決算概要説明書の20、21ページの構成比のところ、商工費のところ、2.9%しかない。しかないといいますか、ほんなら民生費下げたらいいんかい、総務費下げたらいいんかいというないものねだりの話になってくるかもしれないんですけど、今後やっぱりロケット、高速という観光というところで串本町はある程度活性化していかなあかと僕は考えているんですけども、この構成比の部分、今後上げるというような意思はございますか。

副町長答◇ 上げるかどうかは分かりませんが、ロケットの関連の事業がこれから増えてくるとお思います。例えばS o r a - M i r uも商工観光のほうには移っていかないとお思います。ただ全体的に商工が少ないということですが、その時々によって事業があったりなかったりしますので、一概には言えないかも知れませんけれども、商工観光、観光の町ということで町長も言っていますので、観光のほうにはもう少し力を入れていかなければならないのかなとは思っています。

質◇ 157ページの、磯根漁場再生業務委託料についてお尋ねします。議員控室に詳細な資料を置いてもらっているんですけども、これまでいろいろ問題点を指摘してくる中で新たな取組も行われました。その結果を踏まえて、実績はどうかということ、聞きたいとお思います。まず、予算のときも話をしましたけれど

も、今、海水温が上昇することによって磯焼けが広がって、ヒジキが全く伸びないというのが3年ほど続いています。ヒジキが全く伸びていないにもかかわらず磯たたきを毎年やっている。何のためにやっているのか。そして磯たたきをするによって効果が出ているのかどうか。まず、それを説明いただきたいと思います。そして、あと、大島と和深でカジメを植えるという取組が行われましたけれども、磯のあちこちにカジメを植えるんかと思ったら、そうじゃなくて、1か所、囲いをした中にカジメの苗を植えて、その周りにブロックを敷き詰めるということが行われています。敷き詰めたブロック、特に大島のほうはフクロノリがびっしりと生えている。これは姫の磯も一緒なんですけれども、これまでヒジキが生えていたところがフクロノリで覆われるようになって、ということは今の海水温がフクロノリにとってすごく育ちやすい環境であるということを示していると思うんですが、そういうところにカジメを植えたって育つはずがないんですよ。やっぱり磯根再生というのであれば、よそで実証済みで、やればすぐに効果の出るような事業をやるべきであって、町がお金を出して実験のようなことをするべきじゃないと思うんですよ。その辺りの考え方について答弁願います。

答◇ 今、委員から磯根事業についてという形で、ここ2～3年、姫のほうでもヒジキが生えていない状態の中で磯たたきをやっているという話なんですけれども、やはり町といたしましては水産試験場等々と協議しながら、どういった形でヒジキの再生があるのかという形で、高水温に対応できる部分をもってきてという形で今のところ取り組んでいるところです。やはり姫ひじきといいますと串本町の特産品でもありますし、あれがまたわらわらと生えているという部分があればという形、そこら再生したいということで2～3年やった中で生えてきてないやないかという話なんですけれども、私どもは関係者と協議する中で、この高水温に関する部分で取り組んでいけたらなという形で取り組んでいる状況であります。高水温につきましても、最近の海水温につきましては、令和2年度ぐらいから比べると、5年度については若干潮の温度が下がってきている。令和5年の調べでは海水温が下がってきているという部分もありますので、この部分につきましては継続して実施していきたいと担当課では考えているところです。先ほど言われた大島と和深の部分で、カジメの関係をやっているのではないかという話なんですけれども、これにつきましては、前にも予算のときに審議いただいたんですけども、令和4年度から新しく、高水温に耐えられるやつをしていくという形で、他町でも同様の取組を行っている、高水温に強いカジメをもってきて取り組んでいこうという形で今回取り組んでおります。令和4年度12月にこの事業を実施していく中では、若干クロメが生えてきているという部分を確認できております。先ほど申し上げましたように、海水温がちょっと下がっているという現状もありますので、また、追跡調査したところによると、かごの中で生えてきている、この生えたところで、ここから種というんですかね、が出て、周りへ広がるのではないかというような形で考えておりますので、今のところそういう形でこの現状、この効果が出ているのではないかなと担当課では考えているところでございます。

質◇ 今の答弁は本気で言うてるんですか。本気で言うてるんですか。これだけお金をかけて全く効果が出てないじゃないですか。それは認めますね。効果は出てないというのは。我々は研究機関と違うんですよ。実験をやりやると違うんですよ。効果を出すための事業をやっているんですよ。違いますか。事業を正当化させるためにさっきの答弁、まあこれまでも同じような答弁をしてきたんですけども。もう一度言いますけれども、海水温が上がってヒジキが伸びない状態のところをいくら磯たたきをしたってヒジキは生えてくるはずがないんですよ。で、毎年、ヒジキの生える場所が狭くなっているでしょ。私の言っていること、間違っていると思いますか。だから、効果の出ない事業、単に作業日当を払うための事業になってしまっていると。私の言っていることを否定するのであれば、効果を見せてください。今までも海藻を植えて、スポアバッグに入れて植えて、しばらくたったら投入したブロックに生えていたと。これで成果が出てきたんだと。もうちょっと見てくださいと。で、翌年行ったらそのブロックは砂に埋もれて消えてなくなっている。これ、何年繰り返してきたんですか。県が予算をつけてくるから、やるというのが実態やと思うんですけれども、県は県で、町が要求するからつけているんだというふうに言うていますよ。本当にこれが効果のある事業だと胸を張って言えますか。もういいかげん、やめたらどうですか。もっとお金をかけるんならやることあるでしょ。どうでしょうか。

答◇ 委員からは以前にも議会からもそのようないろいろなご指摘を受けているところでございます。ただ、昨年、令和4年度の予算のときにも私も説明させていただいたんですけども、これまでのやり方と違って今度、高水温に耐えられる、ほかの地域でも実験の成功例が見られるという部分を4年度から取り組んでいきますという形でやらせていただいているところで、今回、資料の中では、かごの中ですけども生えてきたと。今までのブロックに生えてきたというよりもかごに囲うた中で生えてきたものが大きくなって、そこから外へ広がって生えてくるというのがよそでの成功例となっておりますので、そういった形を確認していきたいなと。事業に取り組んで4年、5年度という形で進んでいますので、ここの部分については見ていきたいなという部分であります。姫ひじきの部分につきましても、ここ2～3年、収穫できていないのが3年ぐらいになるんですかね、ということ、そのたびに相談しながらこの方法でということ、効果を見ているところですけども、現在そういうふうな形で磯根再生事業につきましても、ここ4年から進めていると。効果が出ないのかと言われてたら、姫については現状見えてないという部分もあるんですけども、新しい形で取り組んでいるという部分で概念は、今までの状況に戻っていききたいというのが町の願いでもありますので、生えている状態に戻したいというのが町の願いでもありますので、実験ではなしに戻したいという意味をもってこの事業に取り組んでいるところでございます。

質◇ やっぱり、こういう事業は効果がなかったらすぐやめるべきですよ。効果の出る事業をやるべきです。で、カジメを植える実験をやりましたが、失敗ですよ。ちよろっと生えたというだけでは何百万円もかけてやるような事業、その成果が表れたとは言えないですよ。もし今年植えたやつが周りに広がっていると

いう結果が出てれば、また来年もやればいいと。今年もやっているんですよ、もう。でも、先ほど言いましたように、フクロノリがいっぱいブロックに生えるような状態でカジメを植えたって駄目なんですよ。うそやと思いますか、間違っていると思いますか。だから、予算がつくからやるというような事業はやめてください。実際にこれをやったことによって効果が表れて、収穫量が増えたというのであればまた来年もということになると思うんですが、一応県との関わりでやっているというのは分かっているんで。ただ、これは誰かが言わないと今後も同じようなことを繰り返していくんですよ。合併したときから、ずうっと決算のときに同じようなことを言うて、そして同じような答弁が返ってきて、それが繰り返されていると。この辺りで政治判断が要るんじゃないですか。

副町長答◇ カジメ類の部分につきましては4年度から高水温の対策ということで町長も入って話をさせていただいて、この事業をやっていこうということで一応3年は見てもらいたいということで話しはさせていただいて、やっているところがあります。姫ひじきにつきましては、この2年間、姫ひじきが取れないということで、元に戻したいというのはやまやまなんですけども、なかなか戻らないということで事業をやっているところです。これにつきましては政治判断ということで仲江委員から今言われましたので、町長ともまた相談はしたいと思いますが、一応3年間は続けるということで了解してやっていますので、今のところ来年度も予算は上げていく予定にしているところでございます。

質◇ 磯たたきは、もう何年にもなりますよね。3年間ということじゃなしに、やってきたと思います。取れんようになって3年ということです。こういうことは本当は地元のことなんで言いたくないんですけども、姫の磯をよく知っているからこそこんなことはやってほしくないんですよ。これ以上言っても立場上これまでの答弁しかできないと思いますので、また町長ともしっかり話をして、考え直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副町長答◇ 姫ひじきにつきましては、姫区のほうとも話をしないといけないと思いますが、その内容につきましてはまた町長といろいろ相談して予算取りはしていきたいと思います。

以上、5款「農林水産業費」及び6款「商工費」、10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を終了いたしました。

続いて、7款「土木費」及び10款「災害復旧費」（公共土木施設災害復旧費）について審査を行いました。

質◇ 173ページの、残土処分場整備事業費1億円の当初予算が補正予算で7,830万円に減らされています。この減らされた要因、これは事業が縮小されたのが大きな要因であるのか、その要因を教えてくださいたいと思います。

答◇ 残土処分場は当然国土交通省のほうからの受入れということで進めておりま

すので、国土交通省のほうの工事に合わせた流入というんですかね、そういうことで変動はかなり出てくることで、当時のところでは国土交通省の出しはこのぐらいということで決まっておりますので、そういう数字に下がってきます。

答◇ トータルの容量というのは、変更はありません。ただ、年次的なもので数量に変動があって、この4年度につきましてはこの金額で工事が行われて、歳入を受けて工事の分を支出したと。そういったものを精算したらこの補正額の7, 830万円の減額に至ったという次第でございます。この後、令和5年度、令和6年度ということで当初の予定の数量になる予定となっております。

質◇ 今までの投資的な部分と町に入ってくる収入、その辺に対する部分は、大まかでいいんで、今まで、この令和4年度までに投資的な部分と収入、その辺の部分の関係が分かれば教えていただければと思いますけど。

答◇ 当初、投資というか測量費とかをいろいろ精算しまして、今、予定でありましたら大体1億ちょっとぐらいの収入ということにはなってくるんですけども、残土的にも変動もありますので、今のところは1億ちょっとぐらいの差額は出ております。現代的に要っているのは土地用地の測量費、土地購入費等が要って、全体で、工事請負費は当然入ってくるんで、現状今、進行中なんですけども、今の整備工事費を入れて約7億2, 439万円、その辺りで出ています。残土処分場に関しては、残土処分の受入収入額が予定で51万9, 000立米ということになるんですけども、それで約8億5, 635万円ぐらいを今見込んでおります。

質◇ 決算書の175ページの、町道草刈委託料というところで、資料でいうと8ページになると思うんですが、町道の草を刈っていただくのは本当にありがたいと思ってしまして、刈っとけば町民の方もすごく喜ぶという印象があるんですけども、主な委託先はシルバー人材センターかなと思っているんですけども、そのスピード感といいますか、どういった形であるんかを教えてください。同じように決算書179ページの、都市計画のところにあります街路樹及び公園維持管理業務委託料というところで、こちらは資料7ページの部分かなと思うんですけど、これも同じく草刈りというところで、委託先とスピード感というところを教えてください。そして、数字の部分というところよりも高速関係なんですけども、町民の方々の節々に、やれ工事が遅れてるとかという声が入ってきている中で、実際、今どんな感じで進んでいるかも教えていただければうれしいです。

答◇ 草刈りに関してなんですけども、都市公園であったり囲われたところにつきましてはシルバー人材センターのほうにお願いして、定期的に年何回という形で契約して刈っていただいております。こちらは現状を確認した上でシルバー人材センターに、そろそろ刈ってくださいねという形でやっていただいているんで、ある一定のスピード感はあるのかなという認識です。一方、道路維持費の草刈りににつきましては、これは現道道路の草刈りになります。ということは、横に交通量、第三者の通行がありますので、保険的な面からもいいまして、一般土木業者さん、近所の土木業者さんに刈っていただいております。こちらも年間、経年でやっていただいているんで、大体この月ぐらいにはそろそろ刈るような話が来る

のかなということで、業者さんも予定していただいている部分もありますので、ある程度のスピード感はいただけると思うんですけども、今年はちょっと気候のせい草が生えるのが多いようなので、どうしたものかなということで悩んでいるところではあるんですけども、スピード感をもって歩道であったりの部分は草刈りの対応をしていきたいとは考えております。

答◇ すさみ串本道路に関しての進捗なんですけども、国土交通省のほうは今、令和7年春ということで工事を進めております。非常に厳しいというのも聞く中であるんですが、国土交通省の工程管理で行っているものなんですけども、やはり国土交通省も時間的に1交代を2交代に増やすとか、いろいろなことを考えて完成に合わせてということで今、努力をしております。簡単な進捗なんですけども、すさみ串本道路で、トンネルにつきましては、すさみ町のほうで1つまだ今、入札中の部分があるんですけども、ほぼトンネルにつきましては入札して掘削している状況です。串本町についてはほとんど掘削中で、あと和深のほうと江田のほうの3つのトンネルが今、掘削中で進んでおります。橋梁につきましても、串本町についてはほとんど。橋梁は全部で19橋あるんですが、串本町につきましては、下部工に全てかかっておりまして、上部工についても二色川橋のほうは上部は先行して進んでいまして、上部のほうもかかっているのもあるんですけども、そういうふうに進めております。すさみ町のほうは、2橋ほどまだ橋梁のほうはかかってないところがあります。全体的に、部分部分なんですけど、工事を進めながら進んでいますので、今、段々、橋梁も形が見えてきております。今後、国土交通省の話でして、これからどういうスピードアップというものも考えておりますので、今、現状的にはそれに向かって進めている状況です。

質◇ 資料の4ページのところに、町単独道路事業ということで上がっております。この中で見てみますと、9のところの潮岬の舗装工事ということで1,900万円ほど上がっております。そういった状況があります。その中で決算書の数値、要は令和3年度の単独事業というのが15億3,100万円だって、令和4年度が9億8,600万円ぐらいとなって5億何ぼ減っているわけです。今後、その要因と、令和5年度の町単独事業の見通しというのを教えていただければと思いますけど。

答◇ 令和5年度につきましては、ほぼ令和4年度と同様の金額で、単独道路関係の予算をいただいております。ほぼ同額を要求していただいているというところですよ。

質◇ 単独事業で令和3年度は15億3,100万円ありまして、令和4年度が9億8,600万円ということになっておるんですよ。5億4,600万円減っているんですけども、この部分が分かれば要因的に。今後どうかというのと、要因的に令和5年度の部分の中で単独事業というのがどういう形で推移していくのかということなんですけど。

答◇ 建設工事費につきましては、実際要望が多いのは事実でございます。ただ、やはり予算と全体的な財政の面もありますんで、そういったことも加味しながら当局と調整して予算を計上していると。そういったことで、こちらの町単独工事費

については横ばいと。あとの建設単独の部分というのは、どの部分が当たるのかなというのがあるんですけども、例えば残土処分場のお金であったり、そういった部分じゃないのかなと思うんですけども、極端に凹凸のないような形で、現状維持というんですかね、そういった形で推移するのかなというふうには考えます。

以上で、7款「土木費」及び10款「災害復旧費」（公共土木施設災害復旧費）の審査を終了しました。

続いて8款「消防費」の審査を行いました。

質◇ 決算書のほうの183ページ、消防長交際費ですね。これ予算立てのときにも、去年も言ったと思うんですけど、5万円のところ2万1,966円と、年間2万1,000円は交際ではありません。これはお小遣いです。これではいけません。僕は前も言うたと思いますけど、横のつながりを取ってもらいたいということで、この辺は本当にそういったところで使っていただいて。自費なんていうのはもってのほかなんで、そこら辺を教えてください。そして、185ページから串本・古座・七川にかかってなんですけども、救命士再教育料。串本で1万2,500円、古座5,000円、七川5,000円となっています。金額的にはそう大きくないんですけども、これの中身を教えてください。そして、資料のほうに移ります。消防本部の資料の1ページ、まず人員のところなんですけども、令和4年度で62名ということになっております。70名まで幅が広がったという話を聞いております。近辺と比べて充足率は、ほかよりも高いという答弁はいただいていますけども、僕は93名が基準であれば93名あればいいという考え方なんですけども、この70まで広がったところで、今たぶん2人ぐらい増えているんですかね、62人のままなんですかね、そこら辺で今後増加させる考えはあるのかというところと。その次の車両ですね。はしご自動車、基準1に対して今は0であるというところと。これは僕は充足するべきやと思うんですけど、お考えを教えてください。そして2ページの動力消防ポンプの串本分団のところと、充足率が50%と83%、西向の分団が小型動力ポンプが83%と。これを100にする考えはあるのか教えてください。そして、これは苦言を呈して、まず聞きたいんですけども、資料4ページの健康診断ですね。64名のうち60名しか受けてない、この理由を教えてください。

答◇ 183ページの交際費なんですけども、令和4年度は2万1,966円。その内訳といたしまして、今年度入れた指揮車をどのような形で導入するかということで、各消防本部を視察に回らせてもらったときの手土産代として4,320円、そして有田市の消防本部のほうに、これはマタニティ・サポートを実施するにあたって、有田市でそのような活動をしていました。その協議もしくは視察ということで手土産代として4,120円と5,126円を支出しています。そして急救救命士の挿管実習というのがあるんですけども、それに際して病院側に対して

の手土産代として2,400円、そして、これは庁舎の建設にあたってどのような設計をしていくかということで、唐津市消防本部へ視察に行きました。そのときの手土産代6,000円、合計が2万1,966円となっています。続きまして、185ページの救命士の再教育。救命士の再教育というのは、2年間で128時間の再教育を実施しなさいというふうに言われています。その中で、三次医療機関で24時間、二次の医療機関で24時間、合計48時間。それに加えて検討会への参加であったり、各自分自身で多くのことを学びに行く外傷のセミナーであったりBLSという心肺蘇生法の講習であったり、そういったところに自費で受けに行く方もおられますし、あとは今よく、コロナ禍が明けまして救命講習会とかを開いてもらっています。その中での講義であったりとかに、ほとんどお金は要らないんですけども、三次医療機関に対して1人、24時間行かせますと2,500円ぐらいの経費がかかってくるということになっております。人員のところの62名から70名へのご説明なんですけども、昨年度65名から70名に定員を上げていただきまして本当にありがとうございました。その中でもうちといたしましては、前年度は64名だったんですけども、早期退職等ありまして、それで一旦人員が下がってしまっています。今年度も消防試験を実施いたしまして多くの方が受験されました。その中で町当局と今お話しして、3名は確保していただきたいということで実施しております。10月の末に2次試験が実施されると聞いております。そして車両の、はしご車の件ですね。はしご車のほうなんですけども、本消防本部にも必要とあれば必要と思うんですけども、これは基準の中で中高層ビル15メートル以上の建物が10棟以上ある場合、1車配車するのが望ましいというような見解で、串本町消防本部は今、13棟ぐらいあると思います。その中で必要性は十分感じているんですけども、はしご車というのは非常に経費のかかる車両で、点検等でもすごい額がかかります。そこは今後、社会情勢等を総合的に勘案しながら判断していきたいなと思っております。

答◇ 資料2ページの、動力消防ポンプの充足率が不足しているというところでご説明させていただきます。まず串本分団のポンプ車の更新の際に分団長と協議しまして、そのまま消防ポンプ自動車を更新するか、または小回りの利く軽積載車にするかという協議を行いました。その結果、軽積載車に変更することになったため、この充足率が50%という数字になっております。充足率は50%と低下しているんですけども、消防車両の数自体は減少はしておりません。また、町内の地理状況を鑑み、機動性を重視し、また、入ってくる若い方の運転免許証の取得状況も鑑みまして、皆さんが運転しやすい軽車両に変更となったものでございます。

答◇ 先ほどの職員の健康診断の件でございます。昨年度は4名の職員が健康診断を受診できない状態でありました。原因といたしまして、救急救命士の三次病院実習にちょうどその期間が当たってしまったこと、消防学校で警防専科教育、約1か月ぐらいの教育があるんですけども、そこへ2名派遣していたところでちょうど当たったこと、そして9月から北九州のほうへ救急救命士の養成に出していま

したので、その期間に当たってしまった4名の者でございます。今後できる限り受診できるように、早めから取り入れて他町の健康診断の受診できるように考えて、なるべく100%目指していきたいと思っております。

質◇ ありがとうございます。じゃあ、消防ポンプのほうは心配要らないかなという認識でよろしいかなと思います。そして、健康診断ですね。やっぱり僕自身、応援している身としましては、こういったところをきちっとやっていただいて、正していただかないと、町民の皆さんに助けてもらうのは消防ですよと言っている限りは消防の方にきちっとしてもらわないいけないと僕は思っていますんで、その期間には当たったかもしれないけど、その後で行くとか、その辺は襟を正していただきたいと思います。はしご車のほうも、今は難しいのかなという認識の中で今後検討していただきたいというところと。やはり3名プラスしていく方向ということで、65名という形で。本当に若い方をどんどん入れていって、能力のある方、さらに研修もどんどん行っていただいて、レベルを上げていただいて、本当に串本の町民を助けていただけるために何とかお願いしたいなと切にお願いします。そして副町長、突然飛ばしてすみませんけども、何とか交際費のほうを。今、話を聞いても手土産ばかりやなということです。やっぱり消防の方も自分らが予算を上げないと。判断してもらえませんが、上げない限りは上がりませんから、そこは横のつながり、海上保安庁、自衛隊、警察というところで本当に連携を取っていただいて、町民の方を助けていただきたいと思っておりますんで、ぜひとも交際費を上げて、副町長のほうへ直談判でもいいんでやっていただきたいと思います。副町長、どうでしょうか。はしご車も含めてですけども、経費のかかる問題ですけども、ご意見いただければ幸いです。

副町長答◇ 委員の意見はごもっともなんですけども、消防にお金をかけたいのはやまやまですけども、消防も全体的なものもありますし、それを見ながら、消防から出てきた部分についてはなるべく査定では落としたい部分もあるんですけども、町長査定まで持って行って、町長がどう考えるかになるかだと思います。あと、交際費ですけども、安いんですけども、教育長の交際費も結構安いんです。また後で出てくると思うんですけども、その全体的なものもございまして、そこら辺また町長と相談しながら交際費のほうは考えてみたいと思います。また、はしご車ですけども、那智勝浦町はなくなったそうです。やっぱり高いのと、後の維持費がかかってくるので総合的に見て、それを取ってしまったらほかの減らしていかなあかん部分が出てくるかもしれませんので、そこら辺は消防の職員とも相談しながら、必要であるんだったら入れなければならないですけども、なくても何とかやっていけるのであれば、費用がかかりますんで、ほかの部分に。先ほど言った人件費も上がってきますので、そこら辺には回していきたいなと思っておりますので、総合的に考えて来年度の予算に、またできるだけ消防費には反映していきたいと思っております。

質◇ 資料1ページの団員数についてあると思うんですけど、この中で令和4年度は370の基準人員に対して現有人員337の91%ということになっておりますけれども、最近の充足率の動向と、それを補填するためにどういう形で対応し

ているのか等をお聞かせいただきたいと思います。

答◇ 今、質問をいただきました1ページの団員数の動向についてです。串本町消防団、令和3年度の人員としまして348名、充足率が82.8%。令和4年度が91%ということで、若干ここは上がっているんですけども、令和4年4月に定数に変更になりまして、420名から370名に減っております。ここでちょっと上がったようには見えるんですけど、10年間の充足率を見ますと減少傾向にあります。これは串本町の人口自体が減っていく中で、私たちが消防団と協力しながらパンフレットの配布や広報活動を行っているんですけども、今のところこれといった有効な手段というのが見つからないのが現状なんですけども。今後も、各分団長と協力しながら勧誘活動は実施していきたいと考えております。

質◇ ある地区というか消防団の団体では女性の方をするというようなことも若干耳に入っているんですけど、そういうのはどうなのでしょう。

答◇ 串本町消防団のほうでも現在8名の女性の方が活躍していただいております。うれしいことに現在も2名から3名の女性の方が入団したいよという声も聞いておりますので、引き続き女性の人数も増やしていきたいと考えております。

質◇ 資料の3ページなんですけども、串本地区で消火栓は124、防火水槽は7つ。潮岬は範囲が広いですね。それで消火栓の数が51、ただ防火水槽の数は18で一番多いんですけども、今、潮岬はかなり家が建ってきているし、地域的にも幅広いんで、消火に当たるときの迅速さはこの数で間に合うのか。また、潮岬の消火栓の数を増やす計画はあるのか、そこら辺を教えてくださいなんですけども。

答◇ 消火栓に関しては、今現在のところでは各地区に整備されている数、これは、海・川・防火水槽も考慮しながら民家火災には十分対応できるかなと。ただし、今言われたように、新しく整備された道や造成されている土地、また古くなった消火栓の更新等もありまして、地震に備えた耐震型防火水槽など、これからの課題にはいろいろ尽きることがないということで、潮岬のほうも順々増えているというのは僕らのほうでも把握できていまして、またいろいろ考えながら十分やっていきたいというところでもあります。

以上で、8款「消防費」の審査を終了しました。

続いて9款「教育費」の審査を行いました。

質◇ 資料の3ページの、奨学金の償還状況なんですけども、令和3年ぐらいから滞納率が10%を超えてきております。この辺の手だては何か考えているのか教えてください。そして、同じく資料の13ページの学校給食の徴収率ですね。令和4年度になって急激に家族数も増えてきて、なってます。一月の分が多いことは多いんですけども、この辺どうお考えなのか教えてください。それと、決算書のほうの239ページの、保健体育総務経費のスポーツ推進委員、この方はどんなことをする方なのか。今、説明を聞いていると、中学校のクラブの地域

移行が進められていく中で、それを執行したものがないなと思いましたが、その辺のところはどうなのか教えてください。そして、241ページの南紀エリアスポーツ合宿誘致です。コロナ禍があって、明けたとして41万円、負担金やと思うんですけども、これの今、何チームか定期的に来ていただいていますけども、何かそれにプラスオンを獲得しに行く。この資料を見ていると野球場にしても空いている月をどういったところで考えていらっしゃるのかを教えてください。

答◇ まず239ページのスポーツ推進員の報酬についてですが、最近コロナ禍でできていないんですけども、例えばグラウンドゴルフとかボッチャとか、ニューススポーツと言われるスポーツを推進していく活動など、今年度でしたら今月29日にある町民大運動会の運営も兼ねて協力していただいております。地域移行の予算がないということだったんですけども、先日、県のほうで第2回学校部活動の地域連携・地域移行に係る推進協議会というものを開催されまして、それに社会教育担当1名、学校指導主事1名が出席してきました。まだ県のほうもこれから細かいところは協議中ということで、令和4年度は予算はつけておりません。令和5年度も中学校の郡の大会のほうで、まだ正式な地域移行ということではないんですけども、条件が整った柔道部、女子柔道1名と剣道等が学校部活以外で参加することができまして、少しずつ進めているところであります。もう一つの、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会のほうですが、上富田町から新宮市までの紀南エリアで協力して、先日、名古屋方面のほうに何か所かPRの出張ということで各地を回ってきております。あと、4年度のほうは補助金の利用も使っていたきながら、36件の合宿、延べで7,405宿泊ご利用いただきまして、一定以上の実績は残せていけているかなと思っております。

答◇ クラブ活動の地域移行についての説明があったかと思いますが、進捗状況についてご報告させていただきます。先日も県のスポーツ課のほうから説明会ということで、担当者を集めた説明会であったんですけど、教育次長の私も一緒に参加させていただきました。県のほうでは協議会を発足させて、今、2回ほど開いているということですが、正直言いましてまだそれほど進捗はしていないという状況であります。ただ、令和10年度を一つの目標として地域移行を進めていけるところは進めていけたらという方針も出されております。ただ、この地域移行というのは都市部と郡部、やはり指導者であったりそのフィールド、場所とかのあるような都市部と、そういった人材のない、場所のないような町にとってはなかなか一斉にするのは難しいと。これはどの市町も考えているところではあります。ただ、郡内の会議の中ではいろんな市町村の話を聞かせていただく中で、串本町はまだちょっと進んでいるかなと感じました。というのも、先日、教育長のほうからも指示がありまして、中学校の校長先生方を集めてこの地域移行について真剣にこれから考えていこうということで話し合いをしたところでもあります。いろんなハードル、メリット、デメリットもあるわけなんですけど、国のほうでそういった方針が出されているということでもありますので、町としましてもできれば和歌山県の先進地となるような、そういった取組となるような進め方を今後、ま

だ素案ではあるんですけども検討しているところでもありますので、また随時、進捗状況につきましては、議会の場でも報告はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。スポーツ合宿についても副課長のほうからもお話がありましたが、かなりの実績は上げております。とはいっても、やはり平日、野球場であったりテニスコート、総合運動公園につきましても空いている日も多いということで、どんどんスポーツ合宿なりも進めていく、誘致していく必要はあるかなと思っておりますが、スポーツ合宿が来ていないときには地域の方々にも使っていただけるような仕掛けも必要なのかなと思っております。先ほどのクラブ活動の地域移行の話もありましたけども、中学校の部活動でグラウンドを使ってもらおうというのも一つの方法でありますので、その辺りは委託先でありますスポーツクラブNASとも今後検討はしていきたいなとは考えております。そして質問のありました資料におけます奨学金の関係でありますけども、奨学金の納付率についても少し収納できていないという部分もございます。ただ、少子高齢化の問題で奨学金なりを貸付けする件数も年々減ってはきております。あと、いろんな社会情勢の中で返済できないとかいう相談等もあるわけなんですけど、その辺りはそういった事情等も考慮しながら、四角四面に対応するのではなく、ある程度、融通性を持った中で、うちのほうとしましては対応しているという状況でご理解いただきたいと思いますと思っております。あと、給食費の徴収の状況でありますけども、議会のほうで民事調停ですかね、行政執行の関連の議案等も出ささせていただいたところではありますが、確かにこのような形で未納となっている方もおりますが、行政執行を行うということで通知を発送する、あるいは裁判所からの呼び出し通知が来る、そういったものが届いてから全額納付してくれているところがほとんどでありますので、そういった行政執行を行うという一つの効果というのは出ているものと考えております。

質◇ 205ページ、217ページに、これは小学校及び中学校の学校情報セキュリティ強靱化ということで、123万円と108万8,000円という形で決算額も出ておりますけれども、この内容についてまずどういうことなのか教えていただきたいと思えます。

答◇ 205ページの学校情報セキュリティ強靱化システム賃借料についてであります。これにつきましては、当然子どもたちが使う機器でありますので、有害サイトであったりハッキングの関係、そういったものをきっちりと監視するといったシステムの賃借料であります。

質◇ 僕も一般質問で、NGワードの部分について兵庫県のほうが先端でやっていると。その中に何とか前向きに検討できないかということで、死ねとか、そんなNGワードを自動的に削除できるとか、教師のほうで全部それを把握できるとか、そういうソフトを導入したらどうかということも言わせていただいたんですけども。今の話の中で、セキュリティということでどの程度、僕も専門性がないんで分からないんですけども、そういった形の部分がどれだけセキュリティになっているのか等は分かりませんか、現状では。

答◇ 私も専門性が特にあるわけではございませんけども、請け負っていただいている業者にお任せしているというのは現状であります。ただ、これにつきましては串本町だけでなく東牟婁郡内の、県内のいろんな市町が請け負っていただいている業者でありますので、その辺につきましては、きっちりセキュリティ面の強靱化はされていると私どもは判断しております。

質◇ 中学校、小学校全体で見て、数字が多くなってきますので中学校だけのほうで。コピー機のパフォーマンス料が各学校で値段の違いが相当出てくるんですね。この違いというのは、学校の規模によるんか分かりませんが、その辺の説明と。インターネット、これも小学校で本部のほうのもちろんよく使うから金額が高くなっているかなと思うんですけども、インターネット関係の維持管理ですね。金額がいろいろと違ってきていますけども、その違いはどこから来るのかなということをお聞きしたいと思います。そして、AEDですね、2つか3つの予算を経費として出していますけれども、もうそろそろAEDも古いやつがかなり増えてきている、買い替えの時期も来ているんじゃないかなと思うんですけども、教育課のほうではどのような状況の判断をして取り替え計画を立てているのかもお聞きしたいと思います。給食費について、資料13ページの令和4年度の実績、現年度分としては普通どおりの現年度分の未納額になっているかなと思いますけれども、比較的過去の滞納者に対しての収納率がよくなっているんですね。その件についての努力というのはいかがなわけなんですけども。努力も努力ですけど、反対に、ちゃんと説明して収納していただいているのかな。収納率がよくなったということは大変喜ばしいことなんですけども、なぜ令和4年度にはいい形が出来上がったのかということもお聞きしたいと思います。

答◇ 各学校におけるコピー機のパフォーマンス料に差があるということでもありますけども、児童生徒数の多さによって当然教員の数も違ってきます。そんな中でコピー機のパフォーマンス料、印刷する枚数というのはかなり差は出てくるのかなと思っております。ただ、学校によってはコピー機だけでなく印刷機そのものを買取りをしまして、大量に印刷する場合はコピー機のパフォーマンス料が要らないように、そちらのほうで印刷するようにといった経費削減の努力もしているというところもあるということでご理解いただきたいと思っております。インターネットの通信の関係は何ページのところをおっしゃっているのか分からなかったんで、ちょっとお答えしにくいところではありますが、すみません、また後でお教えいただけたらと思います。そして、給食費における納付率、確かに担当職員の努力によって収納率は上がっております。ただ、未納しているところについてもいろんな事情等があります。決して私たちは鬼のような徴収をしているわけではございません。未納となっているいろんな状況、事情なりをきっちりと把握する上で、やはり今回行政執行なりを取って徴収しているというところにつきましては、何度も何度も通知を、督促を出しても催促を出しても、いろんな予告通知を出しても対応に応じてくれない、そういったところについては行政執行を行っているということでご理解いただきたいと思っております。

質◇ インターネットの件ですけれども、199ページの接続回線使用料158万7,300円、これは教育課の経費やから、この建物の中のことを言っているのかな。そして203ページのインターネット、これは76万7,910円になっています。これは小学校管理経費になっていますが、小学校全体のインターネットの経費なんでしょうか。そしてもう1か所ありましたね。何せ3か所ぐらい見て、その3か所の金額を比べたらかなり差があったんで質問させていただきました。ケーブルテレビの回線使用料、これは大概ケーブルテレビやから各学校は1回線幾らという計算になるのかなと思うけど、これもぱっぱとめくっただけで申し訳なかったんですけど値段の差があるような気もしたんで、その辺りの質問をさせていただきます。

答◇ 199ページのインターネット接続回線使用料158万7,300円、これにつきましては、モバイルルーターの通信料100台分ということで、1人1台端末ということで、GIGAスクールの関係で子どもたちに端末を持たせるわけなんですけど、その中でも家庭によってはWi-Fi環境が整っていない家庭もございます。そういったところにモバイルルーター、ポケットWi-Fiですかね、その機器を持たせてWi-Fi環境を整えるというもので、100台分をソフトバンクへ支払っているものであります。ですから、通常、教育委員会なり学校で使っているインターネットの回線料とはまた別物であるというふうにご理解いただきたいと思います。そして、それぞれ小学校管理費、中学校管理費の中でインターネットあるいはケーブルテレビの回線使用料とありますけども、小学校費につきましては全ての小学校のインターネットの回線使用料を合計したものでありますし、ケーブルテレビの回線使用料についても全ての小学校のものということで、中学校費の分についてはそれぞれ中学校費のところまで計上させていただいているということでもあります。

質◇ 先ほど説明にありましたように、コピー機のパフォーマンス料とかを全部集めたら結構ええ値が張るんですね。そやからもう少し、努力していますという話もありましたけども、数も多いんで、できるだけ安くできるような方法を再構築する必要はあるんじゃないかなという感じがしますんで、その辺の努力をよろしくお願いしたいと思います。そして、AEDの今後の取扱いというのを忘れていると思いますんで、お願いします。

答◇ コピー機のパフォーマンス料につきましては、小学校9校、中学校4校ございます。13校ありますので、こういったものも積もればかなり大きな金額になってきます。ですから、それぞれ学校で判断するというものでなく、やはり学校からこういった予算が計上されてきた場合、町としてトータル的にどういうふうな形が一番経費削減につながるのか、そういったものもしっかり教育委員会で管理監督しながら、よりよい、より安く導入できるようなものを学校側と調整はぜひしていきたいなと思っております。そして、すみません、先ほど答弁漏れでございましたけども、AEDについてでございます。以前はAEDは買取りでというパターンが多かったと思いますが、これは学校、教育委員会だけでなく、役場全体、串本町全体としましても今、リースという形で全体的

に取らせていただいております。リース契約をすることによって、消耗品がリース会社のほうで更新をしていってくれるというメリットもあります。機器が古くなった場合、また新しい機器に替えてもらえるというメリットがありますので、購入方式ではなくリース形式でという形で進めていけたらと考えております。

以上で、9款「教育費」の審査を終了しました。

続いて11款「公債費」及び12款「予備費」の審査を行いました。

質◇ それでは資料の、企画課から出していただいております17ページから20ページについて、説明のほうをお願いいたします。まずは説明をよろしく申し上げます。

答◇ 公債費での質問ですが、歳入及び決算額にも影響する話でございますので、決算書と決算統計の差異について順を追って説明いたします。企画課資料17ページをお願いします。まず、地方公共団体の会計には一般会計のほかに多くの特別会計があり、これらの会計は各団体とも同一の基準で区分されていないことから決算統計では、公営企業会計以外の会計をまとめて普通会計として算出します。串本町では、一般会計及び住宅資金貸付事業特別会計が普通会計の対象となります。以降、住宅資金貸付事業特別会計を住宅会計と呼ばせていただきます。では、資料(1)普通会計内の繰入れ・繰出しの調整について説明いたします。令和4年度末で住宅会計が廃止となることから、住宅会計の決算余剰額4,238万5,000円を一般会計へ繰り入れております。つまり住宅会計では繰出金として歳出に、一般会計では繰入金として歳入に同額が計上されています。さきに申し上げましたとおり、決算統計では一般会計と住宅会計を合わせて一つの会計としておりますので、一つの会計内で4,238万5,000円の繰入れ・繰出しが行われていることとなり、実際の会計規模より大きくなってしまいます。よって一般会計では歳入から、住宅会計では歳出から同額を差し引く調整を行っております。続いて資料18ページをお願いします。次に、(2)普通会計と公営事業会計との調整について説明いたします。決算統計の大前提としまして、実際の会計上の動きではなく実質の内容で整理することとなります。つまり一般会計で借入れを行い、公営企業へ繰り出したものについては公営企業会計で直接借入れたものとして整理し、一般会計から同額を控除します。串本町では、病院の医療機器整備に係る経費の2分の1について一般会計で過疎債を借入れ、病院会計へ繰出しておりますので、決算統計上は一般会計で借入れた過疎債は病院会計のものとして整理します。ただし、公営企業法に基づく公営企業への繰出基準が定められており、建設改良費及び元利償還金の2分の1は一般会計で負担すべき経費となりますので、病院事業に係る過疎債全額ではなく2分の1について一般会計から控除し、病院会計のものとして整理しております。例を申し上げますと、4、

000万円する医療機器を病院が整理する場合、病院側で2,000万円の病院事業債、一般会計側で2,000万円の過疎債を借り入れ、一般会計から病院へ2,000万円繰り出します。これを決算統計上は過疎債2,000万円の2分の1の1,000万円を病院で借り入れたこととして整理します。よって病院で3,000万円、一般会計で1,000万円を借り入れたこととなりますので、過疎債2分の1の1,000万円に係る一般会計側の借入れ、繰出し、つまり歳入歳出から控除します。この整理が、i) 普通会計から公営事業会計への移し替えです。令和4年度一般会計では2,340万円の病院事業に係る過疎債を借り入れているため、その2分の1である1,170万円が一般会計から歳入歳出ともに差し引かれることとなります。次に、ii) の公営事業会計から普通会計への移し替えについて説明する前に、おわび申し上げます。これから説明を行う整理内容については、本来、串本町はする必要のない整理であります。例年誤った処理を行っていたことから決算統計上の歳入歳出の総額が本来の金額より大きくなってしまっておりました。申し訳ございません。なお、この処理誤りによる実質収支額、経常収支比率、健全化判断比率等の影響はございません。それでは、整理内容について説明いたします。後期高齢者医療に係る療養給付費負担金等については、高齢者の医療の確保に関する法律第98条において一般会計が負担することが明記されていることから、実際の会計上の動きとして市町村の後期特別会計から広域連合に支出していたとしても決算統計は一般会計の支出として整理することとして統一されております。総務省から示された例を申し上げますと、広域連合へ支払う療養給付費の負担金が1億円、広域連合から返還される過年度の療養給付費返還金が2,000万円の場合、実際の会計上の動きは一般会計から市町村の後期特別会計へ8,000万円繰り出し、市町村の後期特別会計は広域連合から返還された2,000万円と合わせて療養給付費負担金1億円を広域連合へ支払うという流れになります。このお金の流れについて、さきに申しあげましたとおり療養給付費負担金は一般会計が直接広域連合へ支出したものとして整理することから、広域連合から後期特別会計へ収納された過年度療養給付費返還金2,000万円についても一般会計が負担した経費が返還されていると解されることから一般会計の収入として整理しますので後期特別会計の歳入から2,000万円控除し、一般会計の歳入として計上します。また、負担金1億円のうち後期特別会計側で2,000万円支出しているため、この分を一般会計の支出として整理しますので、後期特別会計の歳出からも2,000万円控除し、一般会計の歳出として計上します。この整理が、ii) 公営事業会計から普通会計への移し替えです。令和4年度後期特別会計に収納された過年度療養給付費返還金は2,505万9,000円なので、同額を一般会計の歳入歳出に計上していません。総務省の例に倣って串本町においても同様の処理を行っていましたが、改めて確認したところ、串本町の実際の会計上の動きが総務省の例とは異なっており、過年度療養給付費返還金については広域連合から後期特別会計に返還された後、後期特別会計から一般会計へ繰出金として支出されておりました。よって、決算統計時の過年度療養給付費返還金に係る調整で重複処理をしていたこととな

り過年度療養給付費返還金の分だけ歳入歳出の総額が大きくなってしまいました。これが先ほど申し上げた処理誤りに当たります。それでは次に、決算書と決算統計との差異について説明します。資料19ページをお願いします。歳入歳出決算額については、決算書と比較し、決算統計のほうが2,902万6,000円少なくなっています。その内訳は一番下段に示しておりますが、これまで説明したとおり、住宅会計に係る調整で4,238万5,000円のマイナス、病院事業に係る過疎債2分の1で1,170万円のマイナス、後期高齢者医療に係る過年度療養給付費返還金で2,505万9,000円のプラス、計2,902万6,000円のマイナスとなっております。次に、公債費及び地方債残高の差異について説明します。資料20ページをお願いします。3段目の一般会計からの調整額が決算書と決算統計の差異になります。まず借入額では、病院事業に係る過疎債の2分の1で1,170万円、次に償還額では借入額の考え方と同様に一般会計で支出している元利償還金のうち公営事業に係る分については繰出基準以外の分をそれぞれの公営企業会計の歳出として整理します。よって一般会計で支出している元利償還金のうち病院事業に係る過疎債分1億6,307万5,000円の2分の1、介護サービス事業分については繰出基準がないことから全額を調整しております。地方債残高についてもこれまで説明しました考え方と同様に、一般会計の地方債残高のうち病院事業に係る分は2分の1、介護サービス事業に係る分は全額を調整しております。以上、決算統計では会計間の調整を行っておりますが、4段目、両会計の差を見ていただくとお分かりいただけますように、端数処理による差異はありますが、調整により一方の会計が大きく、あるいは小さくなっていることはございません。以上で、決算統計と決算書の差異について説明を終わります。

質◇ 今、説明のありました総務省からの指導というんですか、第98条と言うたんですか。第98条という部分の指導があったというのは、年度的にはいつから指導があったんですか。

答◇ 先ほどの、法98条に基づくのは後期高齢者医療制度の関係で、後期高齢者医療制度が始まったのが平成20年度から開始されて、その翌年の平成21年度から過年度療養給付費返還金が生じています。いつから誤って処理していたのかは、今の財務会計が平成27年度から導入されたので、それ以前の分については把握できていないんですけれど、少なくとも今の財務会計が導入された27年度以降は誤った処理を行っていたということになります。

質◇ それは誤ったというか調整というか、その辺の微妙なニュアンスであるんですけれども、これはローマ数字のiの部分については説明のあったように、歳入歳出が増えてるといふのかな、という解釈でいいのかなと思うんですけれども、僕自身が一番気にしてたのは、実質、ここに書いてくれていますように、この処理による経常収支率、健全化判断基準等への影響はないということで。実質公債費比率が、僕も個人的に計算をすると、標準財政規模から元利償還金から準元利云々、そして基準財政需要算入額ということで差引きしてやった数値が分母数値としては51億6,500万円になりますよと。そして分子の部分についても元

利償還金から公営企業の地方債への償還財源に認められる繰入金1億9,600万円にプラス一部組合の地方債に充てたと認められる補助金負担金が7,300万円で、合計16億4,500万円。その部分と加えて災害復旧費の基準財政需要プラス補正による基準財政需要額に算入された公債費にプラス密度補正による基準財政需要額に算入された純元利償還金が11億200万円ということで、この16億4,500万円のAから11億200万円のBを引いた差引きが分子の5億4,300万円。それと、その分母である標準財政規模から差引きしますと51億6,500万円の10.5ということで実際なるわけですが、その部分というのは当然細かくそういうことは企画課としては総務省へ届けるにあたってはその基準にのっとってやっているんですけども、これは思案というか私も疑問に思っているというか、一つの例としてなんですけども、今の話では統計上の形で、国が定めた総務の基準にのっとってやっているということになると思うんですけど、これを決算書上の元利償還金とか、そういう形に基づいてやった場合に、果たしてその数値がどういうふうになるのか、それが例としてニアリーな数値になるのか、全く同じような数値なるのかというのは僕も分からないんで、その辺は非公式でいいんで、個人的にその辺を出していただいて、ほんで統計上の部分と決算上の部分で出した実質公債費比率がどういうふうな形になるんかということ、後でいいんで、ちょっとシミュレーションかなんかしてもらったらなと思うんです。それは個人的な部分で。シミュレーションして、するということだったら。

答◇ 今、委員からシミュレーションの話が出ましたが、なかなか日々の業務をする中で、これを精査して、システム的にはその中に、その基準を基にシステムが構築されている中で、例えば手計算でするにしても時間を要するかと思いますので、少しお時間をいただけたらと思います。

質◇ 特定目的基金に対する、同じく決算書の部分と決算統計の部分についての差異についての説明をお願いしたいと思います。

答◇ 決算概要説明書28ページをお願いします。令和4年度の基金残高が36億180万円となっており、決算統計の32億5,521万6,000円と3億4,658万4,000円の差異が生じております。この差異の理由ですが、決算統計は普通会計に係る基金の残高のみを計上しておりますが、決算概要説明書では、町債残高もそうなんですけれど、一般会計以外も含んだ町全体の情報を掲載しており、基金残高は特別会計に係る基金の情報も掲載しておりますので、基金の残高が決算統計よりも大きくなってございます。

質◇ そういう部分というのは、たぶん企画課の方とか経験をしていた副町長とか、そういった方はたぶん分かっていると思いますけども、僕も初めて差異があるということで聞いて、その辺の部分、並びに当初、監査委員さんにも今言ったようなことの部分は言うのか言わないかというのは一つの情報提供というのはあると思うんですけど、その辺の部分に関しての情報開示というんか、その辺の部分について多少僕自身も企画課のほうではいろんな考え方があるんでしょうけど、横

断の情報の開示というたらええんか、その辺はどうかなとは思いますが、課長、どうでしょうか。

答◇ どうしても資料を作る上でいろんな部分で四捨五入の関係で、プラスマイナスで差が出たりするというのは、まああることをごさいます。全ての資料を漏らさず全て一致させるというのは非常に、いろんな資料を作成しなきゃいけない中で難しい部分をごさいます。ただ、できるだけ合わせていくというのは、もちろん誰が見ても整合性の取れる部分にしていくというのは当然委員の言われるとおりをごさいますので、できるだけ今後、そういうことを調整しながらいきたいとは思っております。

副町長答◇ 一般会計、特別会計あるんですけども、特別会計につきましては各市町で全然違ってきます。よそと比較するために私は決算統計があって、そろえて、ほかの市町とどう違いがあるかというのをするために決算統計をしている部分もごさいますので。なかなか町だけで見るとしたらこの一般会計、特別会計だけでいいと思うんですけども、よその町と比較させるためには決算統計をやっている、普通会計という先ほど財政のほうから説明したやり方でやっていかないと市町によってばらつきが出てくるということで、調整とかいろいろさせていただいているところがありますので。市町村のデータブックも決算統計の資料で出てきていますので、違いはどうしても出てくるかなと思っております。それをまた作り直すということになりますと相当財政の労力も要ってまいりますので、分かりやすい方法が何かないかなということで1回企画課長と相談させていただいて、どういう方法がいいのかというのは、また一度検討させていただきたいと思っております。

質◇ 予備費88万3,000円を流用されております。その流用先ですけども、98ページの社会福祉総務費です。そこには46万2,000円の流用されていますけども、そこは不用額が110万円発生されているわけなんですね。だから、わざわざそこまで充用しなくても対応できたんじゃないかなということと、そして75ページの国際交流事業費に19万8,000円を充用されております。そこも不用額が156万1,507円となっていますけれども、この充用をしなくても不用額が発生していますので、その充用した目的というんですか、その説明をお願いしたいと思います。

答◇ 委員の言われる指摘につきまして、結果的に不用額として出てはきているんですが、この充当する時点では予算はもちろん取ってなかった部分をごさいますので、どうしても予備費のほうから充当しなければいけないという状態をごさいましたので充当させていただきました。ただ、結果的には大枠の予算の中では不用額が出たというところをごさいます。

質◇ 決算概要説明書の4ページに収支決算ということで実質収支というところがございまして、その部分に新たに実質単年度収支という項目を追加すればかなということと、あとは25ページの主な投資的事業の財源調べ、この部分に関して非常にこれがいいので、事業費から国費、県費、町債その他特定財源、一般財源と、備考と書いているので、この部分に関する構成比率を出すにあたって、

縦の合計の部分をやっていただければ非常に分かりやすいなという、単純なる話でございますので、その辺はどうかなということ。

答◇ 決算概要説明書については会計課で作成しております。角委員の言われました実質単年度収支につきましては4ページに別に増やすことは可能ですので、次年度以降改めていきたいと考えております。25ページの主な投資的経費の財源調べなんですけど、毎年、上位30の事業を上から順番に掲載しておりますので、その方法についても今後、分かりやすいように改めていきたいと考えております。

以上で、11款「公債費」及び12款「予備費」の審査を終了いたしました。

続いて、「歳入」の審査を行いました。

質◇ 資料なんですけども、町税収納状況の中で、個人町民税が段々と数値が低くなっています。これは人口減もあり、いろいろなことの要因かと思っておりますけども、それに対して固定資産税が、令和4年度は過去の数字から見ても一番高い数字になっております。これは条例の見直しによって令和4年度は高くなったのかお聞きしたいと思っております。そして、47ページです。串本マグロ料理推進協議会返納金92万2,012円が返納されていますけれども、この協議会が解散したので返納されたのかお聞きしたいと思っております。そして、庁舎建設準備基金廃止に伴う残金、1億円以上の残金が残っております。これは一般会計に入れられるのですか。それとも統合小学校の絡みもありまして、同じ建築ということで、そちらのほうの基金へ入れることはできないのでしょうか。

答◇ 今、委員からご質問のあった固定資産税の大幅に増加ということなんですけども、これは、実際にその年にスペースワン株式会社の関係で山林だった土地を地目変更したと。あと、償却資産でスペースワン株式会社による発射場の申告が大幅にあったということになります。町県民税のほうにつきましては、3年度はコロナの補助金による支給に伴う確定申告が多かったんですが、令和4年はその補助金等の分がなくなったため、その分申告の数が減ったということ、それが主な原因だと思います。

答◇ 決算書47ページ、今ご質問がありました。庁舎建設準備基金廃止に伴う残金1億966万円につきましては、こちらに書いております。また、説明もちょっとさせていただきましたが、基金条例を廃止しました。そして、庁舎も完成しましたということで、ほかの基金に振り分けることはできませんので、今回、4年度では雑入で予算計上してございます。この基金条例は、もうございません。

答◇ 委員の、串本マグロ料理推進協議会返納金につきましては、この協議会が解散したため返納金となっております。

質◇ 41ページの、立木売払収入205万5,100円上がっています。これは町の山の木を切ったという、字のごとくそういう形になると思うんですけども、

うちの町にも結構立木というんか、60年、70年、80年の木が結構あるんじゃないかなと思うんですけども、そういう立木の伐採の計画というのは、今後あるのでしょうか。

答◇ 立木売却収入につきましては、サンゴ台から鬮野川のほうへ下りていく工事用道路、これを町が個人さんから買った際に発生した立木補償額で、それを国土交通省から町のほうへお金をいただいたということで、こういった形の計上となっております。

質◇ ほたら、町の立木。もう質問せんほうがいいかな。もし、今後の見通しがあったら。

答◇ 立木を購入してくれるという申し出の有無になってくると思うんですけども、また、この後の財産区の審議の中でも説明させていただく部分があるんですが、財産区等では県の、わかやま森林と緑の公社との分収林契約で、そういった中で分収林に生えてある木を伐採して、持ち分に応じた収入で入ってきておるといような、以前から契約を結んでおるようなところもあるんですけども、町有地に生えている立木については、そういったものがなかったのかなというふうには記憶しております。

質◇ 決算の歳入の5ページと6ページのところで見ていただきますと、主な部分を書いておりますけれども、この中で、昨日の部分の中で、企画の担当の方の説明によりまして、歳入合計については一応理解をしました。その中で町債について、これが10億4,800万円ということで、統計上の部分では10億3,600万円ということで、先ほども説明があったように、病院の過疎債の1,170万円かな、それを足し込んでいくとそれに合致するということが一応確認はしております。その中で、21の諸収入という部分がございます、これでは、一応統計上につきましては2億7,400万円というふうな部分が記載されております。たぶんこれは何かの経理基準か国の部分の中で、ほかの部分もかなりあるんですけども、その辺1点だけ、そういう要因が分かれば納得するんで、説明していただければありがたいんですけど。

答◇ すみません、それは決算統計との差の部分でありますんで、今、手元に資料は持ち合わせてございませんので、説明はちょっと今はできない状況でございますが、また後ほど課のほうへ来ていただけましたらと思います。

以上で、「歳入」の審査を終了しました。

「財産に関する調書」の審査については、特段の質疑もなく審査を終了しました。

以上で、歳入、歳出の審査を全て終了したことを報告いたします。
本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 67 号 令和 4 年度串本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 今回、601万3,000円の繰越金が生じています。その取扱いという形で、一般会計から事務費繰入金の余剰分と広域連合出納閉鎖後の保険料でそれぞれ翌年度に全て精算されることとなりますということで、広域連合会が解散されて。その説明を。その余剰金をどのように今後取扱いされるのか、その辺り説明をお願いいたします。

答◇ 広域連合は解散されるものではありません。そして、この繰越金については、前年度繰越金でございまして、町のほうへ戻すというものでございます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 68 号 令和 4 年度串本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 歳入歳出の差引額が約6,246万7,000円の黒字となっていますけれども、前年度からの繰越金が9,350万4,000円となっていますので、実質赤字が、3,103万7,000円の赤字となっています。医療費の増加というんか、それだけの国民保険税で使われた医療費が増えたというのが大きな要因ということで説明がありましたように、県へ納める金額が4,000万円以上の要因であるということの説明書きされていますけれども、今後の串本町の国民保険税の加入者に対しての税の在り方、見通しが分かりましたら、今後の見通しを教えてくださいたいと思います。そして、レセプト点数についてもお聞きしたいんですけれども、町内で利用されている点数が増えてきておるのか。くしもと町立病院の利用者というか、点数が増えてきているのか。それであるんやったら、ある程度の単年度赤字が起こったとしても何ら問題はないかなと思いますけれども、町外の利用点数が増えてきているのであるんやったらまた見直しもなければいけない部分が出てくるのかなと思いますけれども、その辺りの説明をお願いいたします。

副町長答◇ 9,000万円あって6,000万円という財源なんですけれども、この財源をどうしようかという話にはなってきました。ただ、今、資産割をなくしていこうということで、やっております。資産割を県下全域でなくすということでやっていますので、その分、所得割のほうが増えてきますので、その調整を。一気に上げると大変なので、その分の調整の費用に使うということで今させていただいていますので、その中の調整を見ながら、また一般会計で足らなければ出していかなければならないかなと思いますので、そこら辺は。6,000

万円が今、出ていますけども、来年度にかけてもどれぐらい調整できるかということで担当と話はさせていただいていますし、国保の運営委員会がございまして、その中でも説明させていただいて、来年度の予算を決めさせていただいているので、今のところ繰越金がたくさん出ても、ちょっと見といていただきたいなと思っていますのでよろしくをお願いします。

答◇ レセプト点数における県内県外等の割合なんですけども、決算審査特別委員会の資料の6ページに書かせていただいているんですけども、令和4年度につきましては、町立病院につきましては、令和3年度より若干0.9%マイナスということ、ですが、ほぼほとんとなかなくというところがございます。町内、県外ではマイナスで、県内ではちょっと増えているという状況になってございます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第69号 令和4年度串本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 37ページの地域生活支援コーディネーター委託料1名分ということで。たぶんこれは田原かなんかの先端地区というかな、そこでやっていることなんですね。今後、たぶん僕の記憶では過去3年か4年間は同じような予算で、5百何万円ぐらいの予算だったと思います、その中で要は今後、コーディネーターを地域と密着ということで、見守りも兼ねて対応していく中で、予算の部分に関して増額等の検討はしていただけないかどうかという部分があります。その辺の考え方はどうでしょうか。

答◇ 委託でさせてもらって、令和5年度に関しては会計年度任用職員で1名雇用させていただいて、2人体制でということで予算は増額させていただいて、地域に入るということでさせていただいております。

質◇ 具体的には、地区にどういう形でやっていくとか。そういうのは計画に持っておられるのですか。

答◇ 今、安指地区と田原地区を中心にさせていただいて、新しい生活支援コーディネーターも入り、集まりの場所へ行って、その方々がどんな場所を通っているかというのを今調査して、今年度に関しては地域資源マップというのを作成。そしてまた配布をして、皆さんが活用できるようにということで取り組んでおります。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第70号 令和4年度串本町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 決算書の11ページの、汚泥の清掃業務委託料の委託先だけ教えてください。

答◇ 廃棄の処理は、町内の株式会社尾崎衛生舎に委託して行っていただいております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第71号 令和4年度串本町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 貸付金回収管理組合というのは、ここも何年後かに終わるんですけど。それを教えてください。

答◇ 令和10年度で解散の予定です。

質◇ 令和10年度。僕の記憶によると、串本町の残っているやつは9億円でしたっけ。違いますか。その確認と、もし10年まで回収されなかったら、それは返ってくるのでしょうか。

答◇ 令和4年度末で7億7,998万4,899円の残になっています。10年度までは組合で回収をというか、実質9年度ぐらいまでになってくるんですけども、10年度は移行期間ということで10年度から町へ返ってくるような形になると思います。

質◇ 10年度以降、債権をどんな形で管理をしていくんか。定例会でも話があったと思うんですけども、その辺の管理体制というか回収体制というのはどういうふうな見通しになっているのかなというのが気になるんですけど。管理回収がこうなると。その後の債権の管理というか、その辺を教えてください。

答◇ 今年度から税務課の中でこの事業をやっていくことになりまして、職員の体制も整えていただきまして、解散後に債権が返ってくるということを見越して体制を整えていきたいと考えています。解散したからすぐに回収しないということではなくて、それぞれの債権の状況を見極めながら、整理、回収を進めていきたいと考えています。

質◇ 単年度会計が黒字になっていますけども、住宅資金等貸付回収管理組合の負担金が2,126万1,000円。説明の中で串本町が和歌山市よりも負担額が高いという説明だったと思うんですけども、この負担割合はどのような形なんですか。貸付の金額によって組合の負担金が違うという理解でよろしいのでしょうか。

答◇ 負担割合なんですけど、回収管理組合が管理している債権の額によって割合が決まってきます。うちの場合は、令和4年度でさっき言いましたけども、35.012%の負担をしております。

質◇ 組合に対して2,126万1,000円。これに対して収納額が年々減ってきていますよね。組合へ負担している金額に見合うだけの収納ができてないということで。組合から脱会したときに、県とか国からの助成金は減らされるんですか。

答◇ 返ってきたときに国とか県の補助金が減らされるかどうかという。今も、債権の整理をする際に、国県の補助金をいただいているということで、運営に係る補助というのは特にいただいているので、そこらの変更はないと思います。

質◇ 国とか県の補助金は脱会しても変わらないよという感じで理解していいんですね、ほたら。それやったら、組合のこの負担金から考えていったら脱会もあり得るのかなと思うんですよ。

副町長答◇ 今まで回収組合へ入ったことによって、回収できた債権というのは相当あります。そして各団体と一緒にやっていくということでノウハウも蓄積されておりますので。この10年と決めたのはやっぱり解散していかないと、もう取れないところがすごく増えてきているということになっていきますので、それに向けて今、債権ごとに今後どうしていくかということを経済課のほうと出向している担当者がおられますので、これからどうしていくかということを経済課のほうへ報告させていただいて、不納欠損するとか、また取っていくとか、そういう話を個々に詰めていかなければならないと思います。回収組合につきましては、10年度までは串本町は残らせていただくということで合意していますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第72号 令和4年度串本町串本財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 各財産区の管理会における報酬ですね、それは各管理会で決められるものなのか。差異はいろいろあると思うんですけども、管理会で決めているものなのかというところと。役員さんの報酬は分かるんですけども、一部財産区で境界線を測るときの報酬とかは、もし手伝いに来てくれた方とかがいらっしやったときの報酬も含んでいるのか、それを教えてください。

答◇ 管理会の報酬ですけれども、当初どのようにして決めたかというのは不明なんですけれども、恐らく管理会のほうで基は決められたのではないのかなというふうに思ひます。ただ、この管理会報酬というのは条例になっておりますので、最終的には議事に諮って、各管理会の報酬は決められておると、形上はそういうことになるかと思ひます。境界確認の報酬につきましては、財産区が管理する土地と、それに隣接する土地の境界確認になってまいりますので、こちらにつきましては管理会の委員さんが境界確認に立ち会っていただいておりますので、そういったことに出た場合報酬としてお支払いしておるものであります。管理委員さん以外の方に報酬を払っておるということとはございませぬ。

質◇ 8ページ、9ページの歳出のところを見てみると、ほかの財産区と違って、なぜかこの1年間動いているのかなというところが気になるところであります。去年、おとしは、たしか境界線の部分で報酬が出ているのは承知しているんです

けども、本年令和4年に関しては全く動いてないのかなと。で、一つ気になるところが、僕の記憶では、串本財産区の役員改正があった中で、たしか質問で、高齢の方が多んじゃないですかという話をさせていただいたと思います。そういうところは影響しているのかなというふうに感じられるんですけど、その辺はいかがですか。

答◇ ご質問のありますように串本財産区の歳出につきましては、管理会の委員の報酬と、管理会を招集するにあたっての文書を郵送する郵送料のみとなっております。これで管理会の動きといいますか、動いてないのではないかというご質問の趣旨かと思えますけれども、令和3年の場合、境界確認につきましてはちょうど地籍調査が当たって、そういった場合に境界確認に立ち会ったといったような活動もありましたけれども、本年は特にそういうことがなかった、令和4年度についてはそういうことがなかったというところではあります。ただ、地籍調査をした結果、隣接の方との協議をしなければならない案件が出てまいりまして、そういうことで管理会にお諮りして、管理会委員さんで取扱いをどうするかということについて協議いただいたということもございますので、全く何もしていないということではないということでもあります。あと、役員改正の際に、質問のあった高齢の方が多いので、そういう活動ができてないのではないのかというご質問ではありますけれども、そういったことは特にないかかと考えております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第73号 令和4年度串本町潮岬財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 議員控室へ資料を置いていただいております。潮岬以外の資料を1冊、7財産区、潮岬財産区の資料を見ましたら、その7つの財産区よりも物すごく厚みがあって、ボリュームのある内容でした。確かに賃貸、貸付けも多いし、委員会も、ほかのところと比べたら多く委員会を開いておりまして、潮岬のやつを1ページ1ページ確認させていただきました。そして一番不思議に思ったのが、賃貸料金ですね。賃貸料金は大体1平米当たり100円から300円。そして内容的に見たら、固定資産税も加味して決めていますということだったんですけども、区へ貸し出している土地ですね、3,000平米以上ある中で年間1,000円という、物すごく、特別安い形でお貸ししていますけれども、その理由は。確かに潮岬地区の財産区ですので、それを加味して特別安い形の契約をされておるのか理由をお聞きしたいと思えます。

答◇ 今ご質問のありました、区へ年間1,000円で貸付けしている理由はというところなんですけれども、詳しくは私も当時の件をまだ調べたことがないので、また調べてみようと思うんですけども、恐らく今、橋爪委員がおっしゃられた

ように、区への貸付けということで、そういったことも考慮した中で年間1,000円という金額が決められたのではないかなと考えます。

質◇ 財産区の歴史といたしましたら、市町村の合併に対しての引き継がれた財産を、本当は町が管理する部分であるんかも分らんけども、地域を守るという意識があるから、それをスムーズに市町村合併を進めるための財産区ができたという歴史的なことがあるように思います。私なりにその土地の地番なんかを調べてみましたら、タワー付近の土地なんですよ。その関係の方にとりか、私は聞いてみますと、旧南海電鉄さんですかね、その南海電鉄さんが3,000平米以上の土地をお借りしているということですけども、区でお借りしているのに旧南海電鉄さんが現在36万円でお借りしているという話なんですよ。バブルの時代ときにはもっと高かったよという話もお聞きしたんですけども、この賃貸契約というのは、俗に言う又貸しというんですかね、そういうことはできるのかな、可能なかなと。そして、そういうような契約になっているのか、お聞きしたいと思います。

答◇ 今ご質問のありました件について、潮岬のタワーの駐車場として貸しているのかなというふうに思います、区のほうか。ただ、ちょっと区のほうは、私もそこまでの詳しい内容というのは今、手元で調べておりませんので、今日のご質問をいただいておりますので、区のほうにそういう貸付けを行っておるのかというところと、具体的にどういう経緯があって、タワーに貸してあるのかというところを一度調査したいと考えます。

質◇ 財産区の目的といたしましたら、その地域の方に、例えば公民館運営の中で補助金として貸す。例えば、潮岬に排水の管理されてない地域もありますので、そのために使う。使うためにも町のほうの、議会を通してこういうような形で利用してくださいということをや請して、議会が認めて初めて財産区のお金を使われることができる目的の財産区の財産じゃないかなと思うんですけども。もし潮岬区が1,000円でお借りして、そしてそれを360倍になるんですかね、36万円というたら。その360倍の賃貸契約を結んで契約するというところはちょっと遺憾じゃないかなと思うんですけども、その件に関しての調査というのは今後どのように。聞き取り調査だけなのか、指導までいくのか十分検討する余地があるんじゃないかなと思いますけども。

答◇ 調べてみないとということはあるんですけども、恐らく一番最初にご答弁したように、区と財産区との関係というところからそういうものが始まったのかなというふうには考えます。おっしゃられるように、もともと財産区の土地ですので、それを又貸ししていいのかというところは正直あります。ですので、言いましたように調査をしまして、当初の目的がどういうことだったのかというところで1回調べてみたいなど。その上で、例えば補助金的な意味合いで、一旦土地を貸すんで、それを36万円を潮岬タワーのほうに貸しておるということであれば、そういうことで始まったということであれば区とも財産区と話をしながら、それを是正していくといたしますか、見直していくようなことが必要になるのかな

とは思いますが、まず当初の経緯を調べてみたいと思いますので、しばらくお時間いただきたいと思います。

質◇ 経緯とか関係ないでしょ。合法かどうかということで質問されたあるんやから、合法かどうかということで答弁してください。でないと、この決算の判断が変わってきますんで。合法であるかないかということで説明してください。

答◇ 手元へ土地貸付契約書を持ってまいりました。その内容を確認しましたところ、先ほども言いましたように貸付料は年額1,000円とするという賃貸料の定めと、もう一つは、第8条に、権利譲渡の禁止等というのがあります。これにつきましては、甲の承諾を得ないで当該土地の賃借権を第三者に譲渡し、当該土地を転貸というんですかね、又貸しのことやと思うんですけれども、してはならないというふうになっておりますので、一度この、承諾を得ないで、というところの部分調べてみたいと思います。

質◇ やっぱり最終的な判断とか管理は町にあるんで、町の責任にもなってくるんじゃないかなという感じがいたします。この契約は、令和2年の4月1日から令和5年の3月31日までの契約になっておりますので、たぶんまた新たな契約が結ばれていると思います。ですので、これに関して修正するというか、町にも絡んできて、そういう部分で町に対しても迷惑がかかるようなことがあったり、この議会にもいろいろ問題が起こるようなことがあっては困りますので、十分に正しい方向にいていただきたいと思いますのでお願いいたします。

答◇ 今、お手元にあるのが令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間の契約の分でありまして、私が今持っているのが本年令和5年の4月1日から令和8年3月31日までの3年間という契約書になっております。それが同じ内容になっておるんです。言いましたように、この承認というのを当時うちのほうがしておるのかどうかというのを調べてまいりたいと思います。

質◇ 副町長、基本的な考えについて答弁ありませんか。

副町長答◇ もし町の土地がそういうことになれば、やはり何らかの理由があって又貸しというのはできると思いますけども、理由がなくて又貸しする、ただもうけるだけのために又貸しするということについては駄目だと思いますので、内容については一度、総務課長が言っていますとおり、確認を取って、町のほうは承認しているかどうか基本になってくると思いますので、そちらを調べてからにしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第74号 令和4年度串本町出雲財産区特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 出雲財産区の9ページの、歳出、諸費100万円があると思います。これの身を教えてください。

答◇ 諸費の100万円につきましては、区の運営費の補助金というふうになっております。出雲区への運営費の補助金になっております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第75号 令和4年度串本町田並財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第76号 令和4年度串本町和深財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第77号 令和4年度串本町古座地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第78号 令和4年度串本町西向地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第79号 令和4年度串本町田原地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第80号 令和4年度串本町病院事業会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 医業収益の中で、医業外収益でコロナ関係で補助金とか、先ほど説明があったと思うんですけども、他会計何とかで補助金があるということで、その部分に関して今後、コロナの収入がない場合ということ、令和5年度かな、見通しを立てるにあたって、収益の部分でコロナ禍の、合算でいうたら大体、約でいいんで、どれぐらいの、補助から始まっているんなものがあったのかという点と。それと、資料の7ページに資金不足という形の中で、資金不足比率という部分で6.0%という差引きの部分で前年度の対比が表現をされておるんですけども、これの内容について教えていただければと思います。

答◇ まずコロナの交付金でありますけれども、令和4年度は4千数百万円頂いております。これが来年度からなくなります。それから、県補助金でいえば病床確保補助金、これも5,700万円頂いております。これは、今年度は、令和5年度は9月まで、約半分で終わりますので、この分もこれからなくなります。もう一つは、資金不足の解消として、平成30年度から令和4年度まで7,000万円ずつ別途繰り入れておりましたので、これらがこれからなくなるということです。その分、赤字に入っていくのかなと思います。特にコロナの補助金についてはコロナバブルということで、どこの病院もこれで潤った部分があります。ですので、ほかの病院にも聞きますと、やはり苦しいという声の大半を占めておるところであります。それから資料の7ページの、マイナス6.0%の件でありますけれども、計算しますと資料の間違いで、6.6%になります。一番左のマイナスと書いておりますが、これは▲の9.7%で、令和3年度は▲の3.1%ということで、差引きして▲の6.6%ということになります。ポイントという言葉もありますけれども、一般社会ではポイントということでしょうけれども、資料的に行政でよくパーセントを使っておるものですから▲の6.6%という表記をさせていただいております。

質◇ 一応、今の説明で大方納得しておるんですけども、やっぱりパーセントは、パーセントからパーセントで表示すると、解釈が数字的なものが違ってくるんですよ。パーセント、パーセントと、ポイントとの違いが。だから、その部分で僕も調べたら、それをもって官庁関係でもPPTというて、パーセント・パーセント何とかという表示でやるとか、それかもう単純にポイントと書くか。PTと書くか、PPTと書くかとかそういう部分が実態的に表すということなんで。決算書ですから、資料やからその辺は今後。前のときも私、令和2年度のときにそういうことで総括のコメントのところに、委員会のときの、終わってからこれは内々的にこういうことは、というんで、その辺はパーセントからポイントに直すようにということで令和2年度の総務報告書のときに言ってたという経緯もありますんで、その辺は十分注意していただければなと思います。それとあと、今、説明のあった医業収益に対しての部分で、合計で9,700と、その他もろもろで、合計したら1億6,700万円が単純に収入から減ってくるということなん

で、今後また資金不足等々になった場合の手だてとしてどのように考えているかというのは、企業努力をしても限度があると思うんで、その部分の中ではどういうふうな見通しを立てておられるんか、分かる範囲であれば教えてもらえればと思いますけど。

答◇ やはり病院では収益を上げることがまず一つ、これが一番大事かなと思っております。費用の削減ももちろん大事ですけども、収益を上げることが一番大事、ということは患者さんに来てもらわないと始まらないということだと思いません。患者さんに来てもらうためには患者さんからの信頼を得る、それが一つ大事であります。丁寧な対応を心がけるとか適切な医療サービスを提供するとか、こういうことが大事であろうと思います。資金不足になっていくのかということなんですけれども、資料にも書いておりますけれども、資金不足比率が10%を超えますと企業債発行に制限がかかってくると。これは来年、再来年、近くではなかろうかと思えます。いずれそうなるのかも分かりませんが、そうならないためにも収益を上げて、資金不足にならないように努力が必要があると、スタッフ一同頑張っていきたいと思っております。

副町長答◇ 病院のほうでは努力していかなければならないんですけども、地方の病院ということでどうしても赤字になってくるということは考えられます。前副町長の清野副町長ともこの引継ぎのときにお話はしたんですけども、赤字をそのまま放っておくと後でえらいということになりますので、単年度単年度の収支を見ながらでも、一般会計からある程度補填していくという方向で議員の皆さんに了解をいただきながらやっていきたいと思っております。

質◇ 先ほども説明で言っていましたけども、患者数ですね、減少されているんですけども、収益が反比例して上がってきているという部分が見えているみたいですけども、コロナ禍も収まりつつあるんで、その辺の改善もしてくるのかなと思いますけれども、1人当たりの患者さんの単価が、令和元年からどんどん上がってきているわけなんです。その要因というのは、レセプトの点数の単価が上がってきたのか、それとも高度医療というんですかね、医療の在り方が変わってきたので1人当たりの患者さんの単価が上がってきたのかということの説明と。現在のベッド率ですね。今、いろいろとベッドの区分が変わってきているんですけども、稼働率を教えてくださいたいと思います。そして、訪問看護の収益が令和4年度から上がっていますけれども、今後の訪問医療の在り方についての考え方がありましたら、よろしくお願いたします。

答◇ まず1人当たりの単価についてでありますけれども、これは前管理者のときから施設基準をたくさん取りまして、単価を上げてきております。あとは、いろんな医療行為を行う、付加価値をつけて医療行為を行っていけば1人当たりの単価が上がってくると思っております。それから、病床利用率でありますけれども、決算概要説明書の32ページに、病床利用率が、令和4年度は59%ということでお示しをさせていただいております。前年度より10%減少しております。コロナの影響をもろに受けております。直近の病床利用率でありますけれども、10月13日時点では、介護医療院は85.7%、地域包括ケア病棟は70%、

一般病床は55.7%、療養病床は45%ということで、自分たちが想定しているよりも低いということでもあります。特に財政面でも損益分岐点であります80%と言われておりますけれども、これを目指して我々も頑張っておるところでございます。

答◇ 訪問看護についてでございますけれども、今現在、地域包括ケアシステムということで、一般病床、療養病床、介護医療院、その後、在宅復帰に向けて訪問看護に移行していくというような流れになっております。今後、訪問看護のほうを充実して、一人でも多く在宅復帰を目指せるように今現在取り組んでいるところでございます。

質◇ ベッド利用率が80%を目標にしていますということであったんですけども、一般入院患者が少ない。50%台やったかな。この資料を見ても分かるように、外来患者数はまあまあ上がってきているというんか、だけど入院患者数が数字的にもはっきりと少ないなど。その辺りの見直し、十分に分析をしながら入院患者を。立派な病院というんか、あれだけのベッド数がありますので、先ほど説明にあったように、せめて75%ぐらいまできていただきたいなど。大体基準的には80%か分かんけど、今の数字ではちょっと少なすぎるように思います。ですので、いろいろと職員も先生も危機感というよりも、緊張感を持って対応していただきたいと思いますのでお願いいたします。

答◇ 病床利用率であります。特に入院患者と外来患者と比較しますと、1人一日当たりの単価は、入院患者は外来患者の3倍ほどになりますので、やはり入院患者を増やすということが必須であるというように思っております。特に救急患者の受入れとか、あるいは例えば消化器内科で内視鏡をする。それで手術につなげていくとか、そういうことで一人でも多く入院患者を増やすということを管理者が医局会でも周知をしておりますので、そこを重点的に取り組む必要があるのかなと思っております。

質◇ そのためにも町内のお医者さんですね、やはり串本町の医療はくしもと町立病院が中心になって動くものであって、くしもと町立病院が中心になって動こうと思えば串本町内の医療関係者との交流というんですかね、つながりをこれから密に取って行って、うちの病院の信頼を高めるためにもそういうつながりをこれからやっていかなければならないかなと思います。そのためにも私たちのくしもと町立病院はリーダーシップを取るつもりでどんどんと外へ、医療関係とのつながりを密にするためにも外へ行っていただきたいなど。リーダーシップを取っていただきたいなと思いますので、そういう考えをお願いします。

答◇ 紹介率のことを言われているのかなというように思います。開業医の先生から患者さんを紹介していただく、これは非常に大事だと思います。開業医の皆さんとコミュニケーションを取る。コロナ禍でここしばらく取れておりませんでしたけれども、これからは開業医の皆さんとコミュニケーションを取って、一人でも多く紹介していただく、これが大事かなと思っております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第81号 令和4年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 損益の部分の中で経常利益が600万円ですか、たしか620万7,000円ぐらいということと、それと貸借対照表の中で減価償却が26億400万円と、全体的には40億8,700万円とありまして、その中で資産合計が47億4,600万円となっております。その中で一番僕が気になったのが、負債の部の企業債の10億9,700万円と流動負債の1億2,900万円。この部分に関しての明細が22ページですか、23ページ企業債明細書となっておりますよね。そのトータルが、合計で当年度償還額が1億3,600万円、それと未償還残高12億2,700万円というふうな形になってるんですけども。この償還額の中を見てますと、単純に当年度償還額から残高を割った場合に、おおむね9年ぐらいの形で終わるかなあとは思ってるんですけども。その辺の返済に対する部分の見通しというか。この辺は非常に難しいと思うんですけど、その辺の考え方というか、この数値の中でどう捉えておられるんか、企業債に対する償還能力と残高との間の部分。その辺説明をしていただければと思うんですけど。

答◇ 先ほどの企業債の返還のスケジュールという感じのご質問かと思うんですけども、今の段階で償還が終了するのが令和18年となっております。ただ、年度によって段々下がってきてまして、償還額が一番高かったのが令和2年でピークを迎えておるところなんです。それで随時、額が減ってくということになっておりますんで。今のところ増えてはきてない、今の段階では増えてはないんで返済はできていけるのかなとは思っているところではあります。ただ、額に関しては、いわゆる元金と利子の関係で、元金が、その年増えてたり利子が減ってたりというのがあんですけど、総額としては随時、令和18年まで減っていくことに。メインはもう8年ぐらいですかね、それ以降になれば、たしか億の単位が減ってきてたと思うんです。そこ、まだ定かじゃないんですけども、間違いなく今は減って行ってますんで。ただ、でも大きな工事が出てきたら、また借り入れなきゃいけないというのがありますんで、そこら辺は難しいところではあるんですけども、取りあえず今のところは返還に関しては問題ないかなと考えております。

質◇ 決算書の11ページのところの改良工事概況の真ん中辺りにあります、相続財産管理人選任申立にかかる費用というところで、裁判絡みやと思うんですけど、法律事務所に101万円拠出していると。これは裁判費用も込みでということ考えていいのかというところを教えてください。そして、下から3番目の県道すさみ古座線というところで、これはJRのほうに踏切推進工事設計業務ということで2,100万円かかっていますけども、設計だけでこのぐらいかかっているのか、それもJRお得意の足元を見るということなのか、工事込みなのかというところを教えてください。そして計画書の業務量のところと、決算概要説明書の水道事業というところと関連するんですけども。先ほどの説明で、人口も減ってきて

て、配水量ばかり増えて、要するに先ほどの説明を聞くと、水を出すたびにマイナス6円の赤字を出しているというところ、プラス今後、管が老朽化してるといふ話はずっと課長のほうから聞いてまして、それをどんどん改善していかなあかんというところを考えると、ここへ書いてますように効率化ですね、経費削減とか徴収料の維持とか書いてますけども。具体的には難しいかなと思うんですが、どうなのでしょう。他府県とかになるんですけども、一気に水道代が10倍に上がったところもあるんですね。今、月々1,100円ぐらいやと思うんですけども、それが本当に維持できるんか、今後。そういう見通しは立てているんかどうかを教えてください。

答◇ 私のほうから相続財産管理人の費用についてご説明させていただきます。これに関しては、ちょうど水道の管が入っているJR串本駅の裏側に当たるところなんですけれども、その使用している土地の所有者が破産手続を行いまして、全ての相続人が相続放棄をしている状況であります。将来的に考えると使用料を払い続けるよりも水道用地として買い上げたほうがよろしいということで、それを取得する形で一旦弁護士にお金を払って、それで賄っていただいた後、不用分については返還されるということで前払金のような形で支出しているものでございます。

答◇ 先ほどの、県道すさみ古座線のJR関係のご質問でございます。これはJRのほうから指定されて、そのコンサルタントに依頼するという形なので、JRさんから直接この金額やよ、というふうなものではなくて、指定が。JRの経費を含んではない、コンサルタントに直接支払っているお金なので、委員がおっしゃるように、今まで委託業務でJRの経費と工事の経費と含んで莫大な金額になったという、今の段階ではまだないということで。設計で今、JR指定の設計業者に委託しているという段階の工事内訳になっております。

答◇ 将来の話ですけども、今のところは値上げせんとか何とかいけるかなと思うてます。特に今回マイナスに、供給単価と給水原価を差し引きしたらマイナスになったあるとおっしゃったのが、一番の要因というのが、今年、コロナの関係で水道料金の減免をしたと思うんですけども、あれが。給水収益は減って、お金を一般会計からいただくんですけども、それが営業外収益になるんですね。それで給水収益と給水原価のそこには入ってこんので極端にマイナスになったのが一番大きい要因となっております。本当は電気代がこんなに上がると思ってなかったんですけども、今のところは何とか吸収できています。その要因が、前にやった二色からの緊急連絡管とか、あと去年、月野瀬の取水場の取水方法を変えていくのにいろいろやりました。電気代がかなり下がったんですけども、実際は上がっています。水を1トン当たり作る電気代というのが約10%下げることになったんですけども、実際は値上げが20%以上上がっているということで、電気代が増えております。それで、こんなになっております。

質◇ そういうところも実際出てきて、修理がまたかかると思うんで、本当にむちゃな経費削減まではとは思っているんですけど、努力していただきたいなと、頑張っていたいただきたいなと思います。そして、ごめんなさい、JRの件なんですけど、

設計だけで2,000万円というところは、ほかの予算から見てみると、僕の感覚でいえば4倍5倍ぐらいはしているのかなという感覚があるんです。例えば、JRが指定するというところが既に怪しいですね、その時点で。もうプンプンしてきますけども。例えば2,000万円というところ、言うてきてる金額だと思えるんですけど、それを蹴ったらどうなるんですか、蹴ったら。嫌やと。

答◇ 指定するコンサルタントですから当然普通のコンサルタントと違いまして、JRさんに特化した協議内容とか、そういうような資料の作成とかもあるんです。僕も経験上、推進工事というのは、僕、以前、役場へ来る前、業者に携わっておったんですけども、かなりコンサルタント料は高いというふうに、その前から聞いております。普通の工事設計と違いまして、動圧計算とか、いろいろな計算とか工法の選定とかいうので結構推進工事の設計というのが高いというふうに聞いていますので。それに加えてJRの協議用の資料の作成とか指定の作成、JRさんが注文する資料を作成するという特化した仕事がありますので、その分も大分加味して、ちょっと高いかなというふうな感じはあるんですけども。また、これから工事になると、工事委託になってくるんで、こうなるとまたJRさんの経費と含んで、今までご指摘いただいた部分もあると思うんです。跨線橋とかいろんな話で、そういった工事の金額になってくるかも分からないんで、蹴るというのは。どうしてもJRさんの敷地内を通らせてもらう、そこしか配管する手段がないので、かなり難しいかなというふうに今、考えております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

《田嶋町長への総括質疑》

町長への総括質疑については、令和5年10月23日（月）一般会計の歳入及び財産に関する調書の審査後、一般会計・特別会計の決算内容等を参考に、下記の項目について質疑を行うことに決定いたしました。

- 1 適正な財産管理について、各財産区でもう一度協議されたい。
潮岬財産区の潮岬連合区長への貸し出しについて町の見解を求める。
- 2 磯根再生事業は令和4年度から方式を変えたが費用対効果が見られないので、続けるのであれば同じことを繰り返すのではなく方式を工夫されたい。
- 3 職員の研修に関して、予算増額を含め今後の改善について示されたい。
- 4 住民に対して、財政運営に関する分かりやすい公開をするための改善を行われたい。
- 5 ふるさと納税に関する体験型メニューの返礼品を増やす努力が必要ではないか。

【町長説明】

- 1 適正な財産管理について、各財産区でもう一度協議されたい。

潮岬財産区の潮岬連合区長への貸し出しについて町の見解を求める。

これにつきましては、議会で財産管理に関わる指摘があったことを各財産区にお伝えし、管理方法について協議を行います。潮岬財産区所有地の潮岬区への貸出しに関わる土地賃貸借契約書、第8条の転貸承認に関わる書類を探しましたが、承認書類を見つけることはできませんでした。来年度予算編成までに財産区管理会にお諮りをいたしまして、契約を見直したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

- 2 磯根再生事業は令和4年度から方式を変えたが費用対効果が見られないので、続けるのであれば同じことを繰り返すのではなく方式を工夫されたい。

磯根漁場再生事業につきましては、事業内容の見直しを行い、令和4年度から高水温適性クロメ株を用いた種苗移植による藻場造成に取り組んでいるところであります。昨年12月に藻場プレートを取り付けた食害防止かごを設置し、今年3月に1回目の事後調査を実施、この6月の2回目の調査では、大きいもので30センチ以上に生長し、10月以降の成熟を十分に見込めるとの報告を受けておりますので、今後の事業効果に期待をしていきたいと考えておるところであります。また、姫のヒジキに関しましては、令和2年を最後に刈取りができていない状況が続いております。県や水産試験場においても、様々な研究や取組がなされているところでありますけれども、なかなか有益な対策が見いだせていないのが現状であります。しかし、県や水産試験場の指導によりますと、磯掃除は少なくともヒジキ場を広げる効果的な手法の一つであるという見解が示されておるところであります。地元と協議を行うにも、次の手を示さずただただ磯掃除の補助金はもうストップし、磯掃除は行わないようにしますということにはなかなかかなりにくいというふうに我々考

えておるところであります。今後は、県が試験的に行っている事業や他地域における種苗移殖などの成功事例などを取り入れて、事業を実施していくことでヒジキ場の回復に努めていければと考えておるところです。近年の磯焼けや水産資源の減少の要因である気候変動に伴う海水温の上昇、また、黒潮の大蛇行は今年の8月で7年目に突入し、いまだ長期化する傾向にあると言われておりますが、引き続き、県や水産試験場の助言、協力を得ながら効果的な方法を模索をしつつ、当町の藻場の回復に努めてまいりたいと思っております。

3 職員の研修に関して、予算増額を含め今後の改善について示されたい。

まずは、市町村職員研修協議会の研修が職員の職務能力や意識向上につながるように、同協議会に一層の要望をしていきたいというふうに考えます。そしてまた、町の独自研修に関する研修費用の増額につきましては、来年度の予算編成に当たり、公費で支出すべきか研修については総務課で検討するよう指示したいと考えております。やはり公費で支出しなければならない支出する必要があるものに関しましては、これは町としても考えていかなければならないと考えておるところであります。

4 住民に対して、財政運営に関する分かりやすい公開をするための改善を行われたい。

決算に関する分かりやすい情報については、毎年1月号「広報」に前年度決算の情報を掲載しております。財政状況につきましては、毎年5月1日と11月1日に収支の状況や決算の情報、公債費残高などを掲示板で公表しておりますが、今後は多くの町民の皆さんに見ていただけるように、ホームページでの掲載も行っていきたいと考えております。ただ、財政運営に関する情報となりますと健全化判断比率なども関連することから、現状では町のホームページにて数値と用語の説明のみにとどまっているのが現状であります。分かりやすい公開というのはなかなか難しい点もありますけれども、委員会でご指摘をいただいたことでありますので、財政運営については公表方法を十分に検討し、今後行っていきたいと思っております。

5 ふるさと納税に関する体験型メニューの返礼品を増やす努力が必要ではないか。

令和4年度ふるさと納税については、寄附金額3億8,200万円のうち串本食品やおぎのひもの等の町内事業者や町内の産品を使用した返礼品の寄附額が2億7,300万円と、71.4%程度を占めております。町内の事業者の占める割合は、県内の共通返礼品を取り扱っている24市町村の中でも上位となっております。一方、体験型の返礼品の占める割合は、6事業者で760万円で、全体の3%弱となっております。それはほとんどがダイビング体験や沖釣り体験というふうになっております。体験型メニューについては、それを提供いただく事業者の一層の努力もやはり必要ではないかなと考えます。観光協会、商工会、町などにご相談をいただいたら、互いにアイデアを出し合いながら新たな返礼品メニューが開発できるのではな

いかなと思っています。ちなみに南紀串本観光協会が古座のカヌーをメニューとして出しておりますけれども、令和4年度におきましてはゼロでありました。これなんかもう、ただカヌーを出すだけではなくて、例えばホテルとのタイアップでセットメニューを出すとか、いろいろな工夫がなければやはりこのゼロ数字が続いていくのではないかと思っておりますので、串本町には素晴らしいアクティビティが行える場所もたくさんあります。こういったところを十分事業者の皆さん方とも話し合いをしながらメニュー開発に努められればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、町長の説明のあと質疑を行いました。

質◇ 今、町長から、4番の項目の町財政に関する分かりやすい公開云々ということがあったと思います。この中で、私も追加的に、具体的に総務省が令和3年度決算における一般会計等財務書類（財務4表）の公表方法というのをデータで集積しております。その中で、先ほども町長から出ていましたように、ホームページ等の電子データで公表するという事は、47都道府県の中では100%です。市区町村では1,741団体の中で1,564、構成比からすると約90%がホームページで公表しております。それと、あと、財務書類等の活用状況ということで、これは複数回答です。令和4年度中に財務書類等の活用状況につきまして、この部分につきまして幾つもあるんですけども、そのまま読みますと、簡易に要約した財務書類を作成するなどして、住民に分かりやすく財政状況を説明した、という項目がございます。この中で、47都道府県の中で39の都道府県がその項目に入っております。構成比率は83%、これが都道府県では第一順位になっていますね、構成比率。それと市区町村では1,741団体の中で440市区町村が既にそういう説明をしていると。これも25%程度、もう既に説明をしていると、こういうことが令和4年度中における財務書類の活用状況の一つであります。そのタイミングの中で当町におきましても、たしか実施計画があると思うんですけども、第3次実施計画を作成中ということも踏まえて、財務状況の分かりやすい説明を併せて対応するというのが今のタイミングでちょうどいいんじゃないかなと思いますので、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

町長答◇ 以前から町の財政状況というのを示すときに、難しい文言が出てくるということでなかなか理解しにくいというお話が出ております。今は広報で円グラフをもって、どういった項目にお金が使われているか、というようなことも書いて。あと、ただ、単純に借金といってでも借金の中身というのは丸々借りたお金であったり、交付税で算入していただけるお金であったりといろいろ複雑なところがあるわけでありまして、今、見開きで2ページということで財務状況は出ておるのかなと思いますけれども。町民の皆さん方に行政を運営していく上でご理解をいただこうと思うならば、やはり財務状況を適切に示しながらいくことが行政の運営に対してご理解をいただけるという、また、ご協力もいただけるという

ことになっていくかと思しますので、今、委員が言われました総務省の方向もそういったほうに出ているということでもありますので、担当課も今日は出席をしておりますので、そこら十分踏まえた上で今後取組を進めていきたいと思っております。

以上で、町長への総括質疑は、終了いたしました。

《書面審査》 令和5年10月23日（月） 午前10時52分～

決算審査特別委員会の4日目、特別会計審査後、下記の項目について、地方自治法第98条第1項の規定による書面審査を行いました。

- 1 磯根漁場再生事業に関する事項
- 2 各財産区に関する事項
- 3 ふるさと納税に関する事項
- 4 串本の水、なんたん水に関する事項
- 5 古座川火葬場の費用負担に関する事項

【審査結果】

- 1 磯根漁場再生事業に関する事項
○磯根再生事業は令和4年度から方式を変えたが費用対効果が見られないので、続けるのであれば同じ事を繰り返すのではなく方式を工夫されたい。
- 2 各財産区に関する事項
○適正な財産管理について、各財産区でもう一度協議されたい。
- 3 ふるさと納税に関する事項
○体験型メニューの返礼品を増やす努力を求める。
- 4 串本の水、なんたん水に関する事項
○賞味期限前には各イベント等で使用するなど、適切な在庫管理を行って頂きたい。
- 5 古座川火葬場の費用負担に関する事項
○町の進めている新火葬場の早期完成を求める。

以上、書面審査を終了いたしました。

決算審査特別委員会へ付託された、議案第66号 令和4年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第81号 令和4年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、16件の審査の経過並びに結果であります。

よろしくご決定の程をお願い申し上げまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。